



第五期

武蔵野市環境基本計画

令和3年度～12年度（2021～2030）

令和3（2021）年4月

武蔵野市

はじめに

本市では、平成 11（1999）年度の第一期環境基本計画の策定以降、逐次環境基本計画の改定を行い、平成 28（2016）年度からは第四期環境基本計画に基づき、総合的・計画的に環境施策を推進してまいりました。この間、市民・市民団体・事業者の皆さまのご協力をいただき、「エネルギー地産地消プロジェクト」の完了や「むさしのエコ re ゾート」の開設等、市の環境施策を大いに前進させることができました。

一方で、環境問題は予断を許さないことになり変わりありません。地球温暖化のさらなる進展やこれに伴う気候変動、マイクロプラスチックによる海洋汚染、緑や水をはじめとする自然環境の減少や破壊等、深刻な環境問題は枚挙に暇がありません。

このような状況の中では、これまで以上に私たち自身が環境問題を自らの問題として捉え、主体的に環境配慮を実践していくことが求められています。

このたび策定した第五期武蔵野市環境基本計画では、これまでの計画の基本的考え方を踏襲しつつ、「つなげる、ひろげる、ひきつぐ 環境都市むさしの」を基本理念に掲げました。

多岐にわたる環境分野や多様な主体を「つなげる」こと。環境配慮の輪を自治体から世界へ「ひろげる」こと。かけがえのない環境を次世代に「ひきつぐ」こと。これらの3つの行動をあらゆる当事者が実践するまちの姿を「環境都市」と位置づけました。

今後は、この基本理念をもとに様々な環境施策を総合的・計画的に推進し、市内はもちろんのこと、日本、世界の環境改善に貢献してまいります。

結びに、環境市民会議の皆さま、市民意見交換会やパブリックコメントでご意見をお寄せいただきました皆さまをはじめ、本計画の策定に携わっていただいた全ての方々のご協力に心から感謝申し上げます。

令和3年4月 武蔵野市長

松下 玲子



目次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画の目的.....	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の対象.....	4
4 計画の期間.....	4
5 計画の進行管理.....	5
第2章 武蔵野市の環境の現状と特色・課題.....	7
1 武蔵野市の環境の現状～現状を明らかにする4つの視点～	8
2 武蔵野市の環境の特色・課題.....	26
第3章 武蔵野市の環境施策が目指すもの	29
1 基本理念	30
2 施策体系	31
3 全ての環境方針に共通する前提 ～あらゆる人を環境の当事者に～	32
4 環境方針	34
資料編	45

本文中「*」は、資料編の用語集で説明があります。



第1章

計画の基本的事項



1 計画の目的

環境問題は多岐にわたります。

ますます暑くなっていく地球、これまでに経験したことのない台風や大雨、絶滅に瀕するたくさんの生物、大気や水質の汚染、ごみの処理や資源の再利用、隣家からの騒音や悪臭、ペットとの上手な付き合い方。

環境問題は多様で、それぞれに深刻です。そして、例えばプラスチックの問題がごみの問題であると同時に化石燃料の問題でもあり、また海洋汚染の問題でもあるように、それぞれの問題が分野を超えて複雑に絡み合っています。

では、このような環境問題に対して、私たちは何をすべきでしょうか。一人ひとりの日々の小さな行動の積み重ねが大切であることは間違いありません。この意味でまず何より、行政はもちろん、市民や事業者等がそれぞれに環境配慮を心がけていく必要があります。

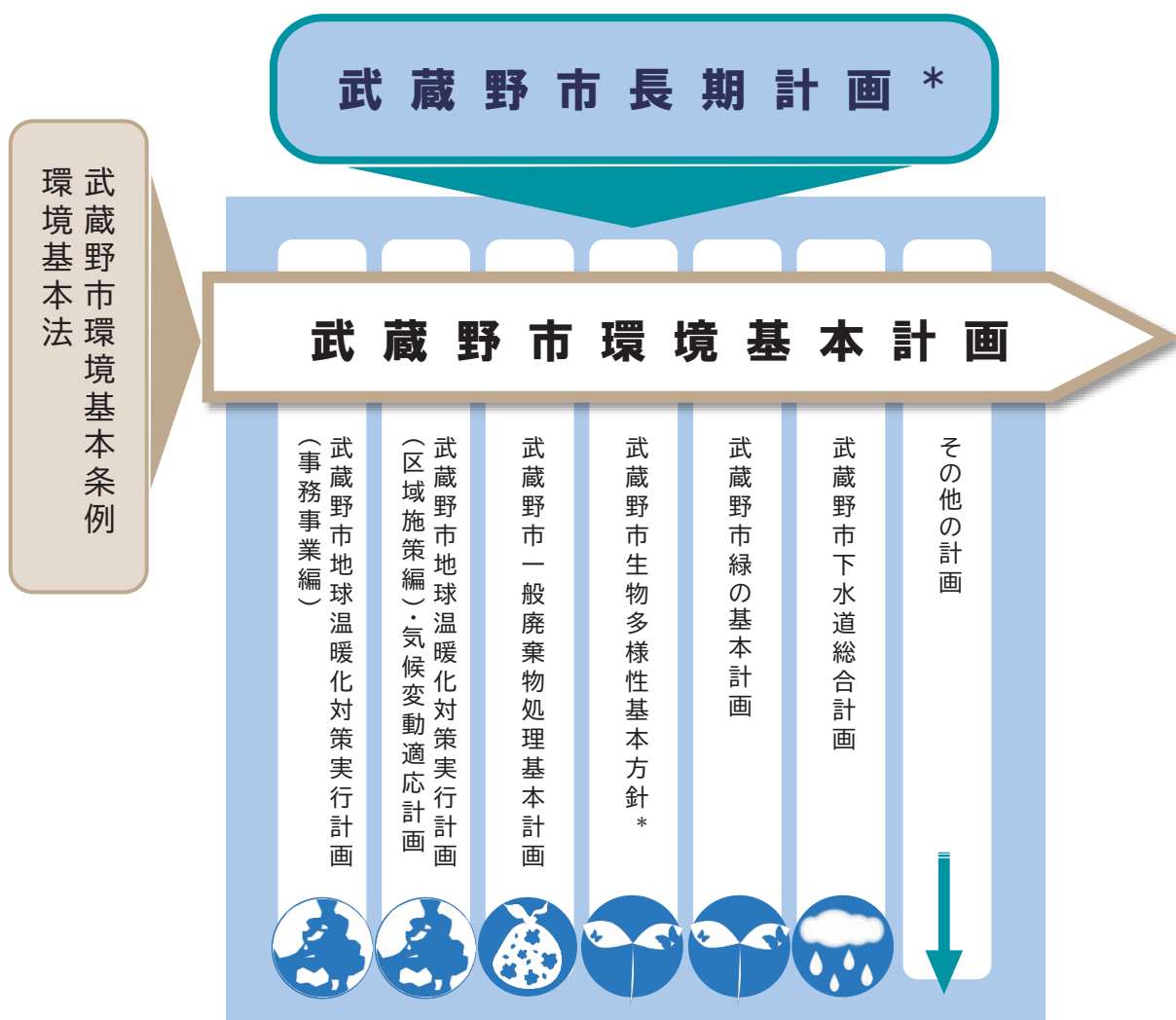
ただしそのうえで、行政には環境に関してさらなる責務があると考えます。つまり、多岐にわたる環境問題を分野横断的に捉えながら、市民や市民団体、事業者等と連携するためのネットワークを構築し、総合的な解決策の実行を通じて次世代に住みよいまちを引き継ぐ責務です。

このことを前提に、「武蔵野市環境基本条例」第5条の規定に基づき、本市の環境施策を体系化し、総合的・計画的・効果的に推進するために、本計画を策定します。なお、本計画は、平成27（2015）年度に策定した第四期環境基本計画の計画期間が令和2（2020）年度末までであったことと、本市の状況や社会環境が大きく変化したことを踏まえ、同計画を改定したものです。



2 計画の位置づけ

本計画は、市の行う環境施策について大きな方向性を示す計画として、第3章で設定する基本理念を軸に、環境について取り扱う他の計画の内容を横断的に取り扱います。



- ・武蔵野市都市計画マスタープラン*
- ・武蔵野市道路総合管理計画
- ・子どもプランむさしの
- ・武蔵野市農業振興基本計画
- ・武蔵野市学校基本計画
- ・武蔵野市地域防災計画
- ・武蔵野市健康福祉総合計画 等

3 計画の対象

(1) 主体

本計画は原則として行政の行う環境施策を対象とします。ただし、環境に関する取り組みの担い手である市民や市民団体、事業者等の行動にも触れ、またこれらの主体と行政の連携についても記載します。

(2) 分野

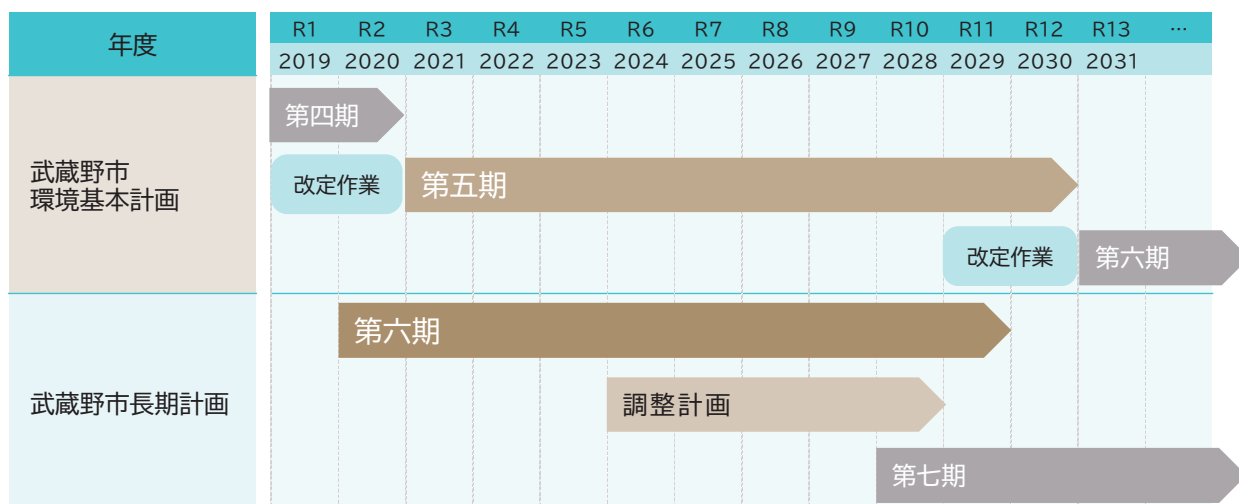
本計画は環境の意味を広く捉えますが、原則として、①地球温暖化・エネルギー、②廃棄物、③自然環境、④都市環境、⑤公害・災害の大きく5つの分野を取り扱うこととします。さらに、これらの分野の全てに共通する前提として、環境啓発についても一つの項目として取り扱います。

(3) 地域

本計画は市内全域を対象とします。ただし、環境問題の多くが行政境と関係なく広域にまたがっていることから考えて、本市が多摩地域内で担う役割や、他自治体との連携についても記載することとします。

4 計画の期間

本計画の期間は令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間とします。ただし、毎年度行う計画の評価や、社会情勢の変化等により、必要に応じて計画期間内においても計画の見直しを行います。

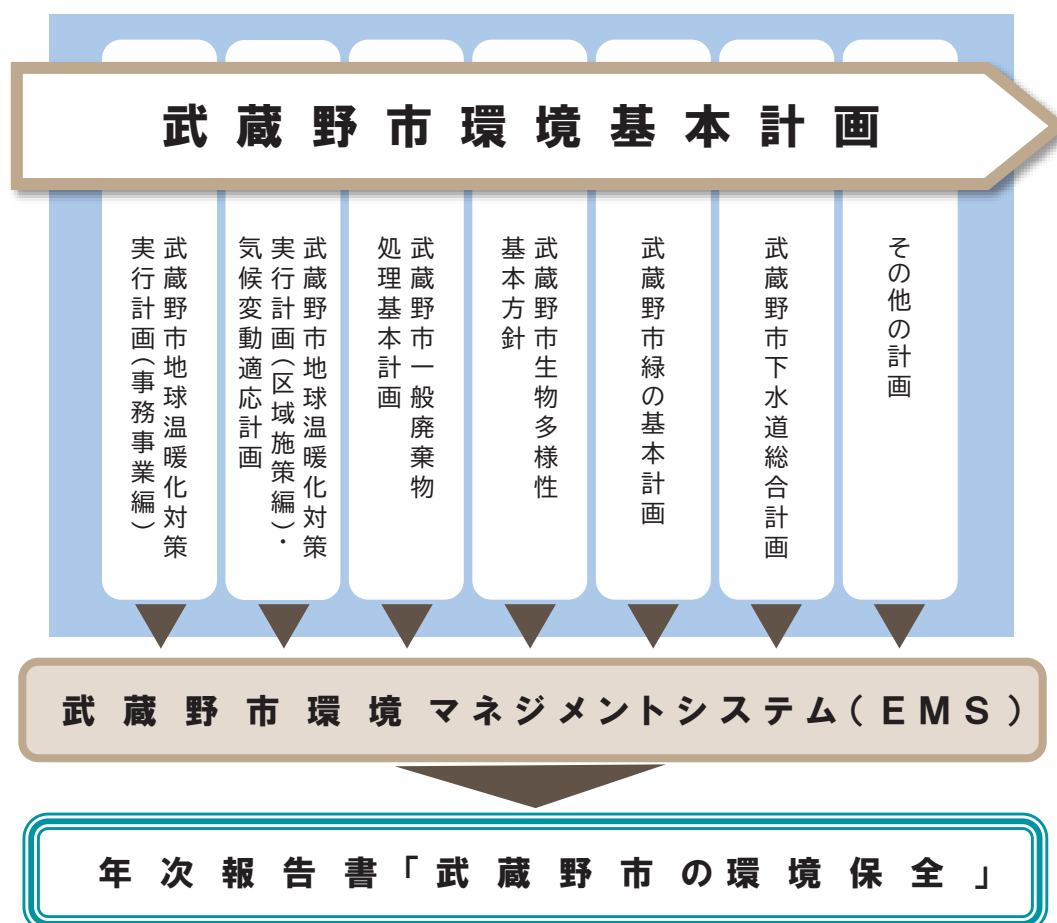


5 計画の進行管理

本計画は施策の大きな方向性を示すものであることから、具体的な施策のレベルでの進行管理は各個別計画に委ねることとし、本計画においては第3章で示す環境方針ごとに総合的な視点で評価を行い、これを進行管理に用います。評価は年次報告書「武蔵野市の環境保全」に記載し、環境市民会議の審議を受けるとともに、市民にも公表します。また、評価を受けて、社会情勢の変化等も考慮しながら、必要に応じて本計画を改定します。

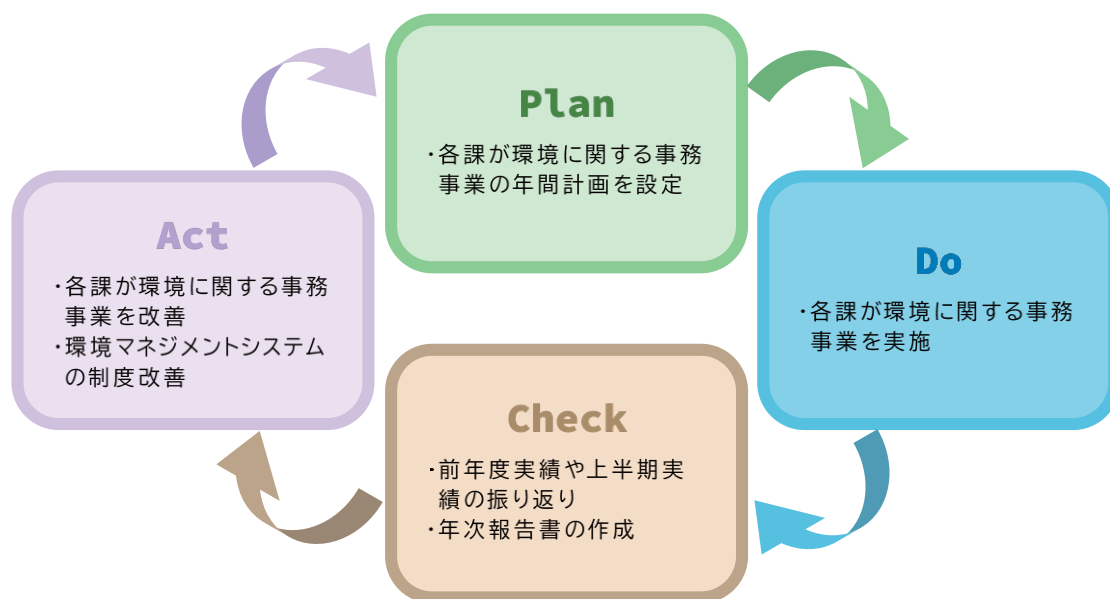
◆環境基本計画と武蔵野市環境マネジメントシステム*の関係性について◆

各個別計画における具体的な施策の進行管理には、環境に関する事務事業を管理する仕組みである「武蔵野市環境マネジメントシステム」(EMS)を活用することとします。EMSを通じて管理された施策群の評価が上述の環境方針ごとの評価になるため、EMSは環境基本計画を推進するツールでもあると言えます。



◆武蔵野市環境マネジメントシステムとは◆

本市では平成 12（2000）年より ISO14001* に基づく環境マネジメントシステムを運用し、事業所として事務事業に伴い発生する環境負荷* の低減を図ってきました。これにより環境保全の価値観や、マネジメントのノウハウが組織に定着しました。そして、平成 29（2017）年 4 月にさらなる有効性を求めつつ合理化と簡素化を図るため、ISO14001 の認証を返上し、独自の「武蔵野市環境マネジメントシステム」（EMS）に移行しました。新しい EMS は環境基本計画の推進ツールとしての位置付けを明確にしており、事業所としての環境負荷の軽減だけでなく、具体的な環境施策の進捗管理に活用されています。





第2章

武蔵野市の環境の現状と特色・課題



1 武蔵野市の環境の現状～現状を明らかにする 4 つの視点～

ここでは、「市の概況」「前計画の進捗」「市民・事業者向けアンケートの結果」「市を取り巻く社会環境の変化」の4つの視点から、本市の環境の現状を明らかにしていきます。

視点1 市の概況

地勢・気候・人口等の本市の基本的な情報をもとに、環境の現状を明らかにします。

① 地勢・気候

本市は東西 6.4km、南北 3.1km に広がり、面積は 10.98km² です。(図表 1) 武蔵野台地に立地し、表層はローム質(火山灰質)で、下層の礫層には地下水が豊富にあります。標高は 50~65m の概ね平坦な地形です。

夏季多雨多湿、冬季少雨乾燥の太平洋側気候で、関東平野南部の一般的な気候と言えます。ただし、主にヒートアイランド現象*と地球温暖化の影響で、成蹊気象観測所によれば市内の平均気温はおおむねここ 100 年の間に約 3℃上昇しています。(図表 2)

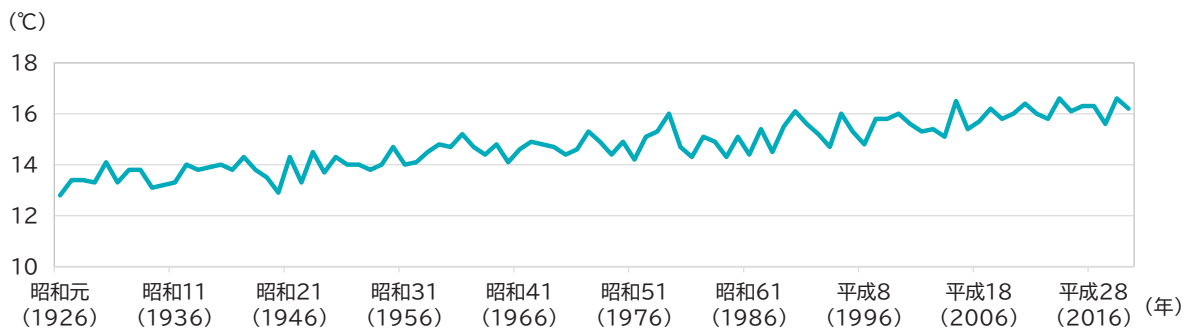
また、近年の異常気象により、局所的大雨が発生することがあり、近年では平成 29(2017)年 8 月に最大 60 分雨量 66.5mm を記録しました。

図表 1 武蔵野市域



出典：武蔵野市地域生活環境指標

図表 2 成蹊気象観測所における気温の変化(年平均気温)



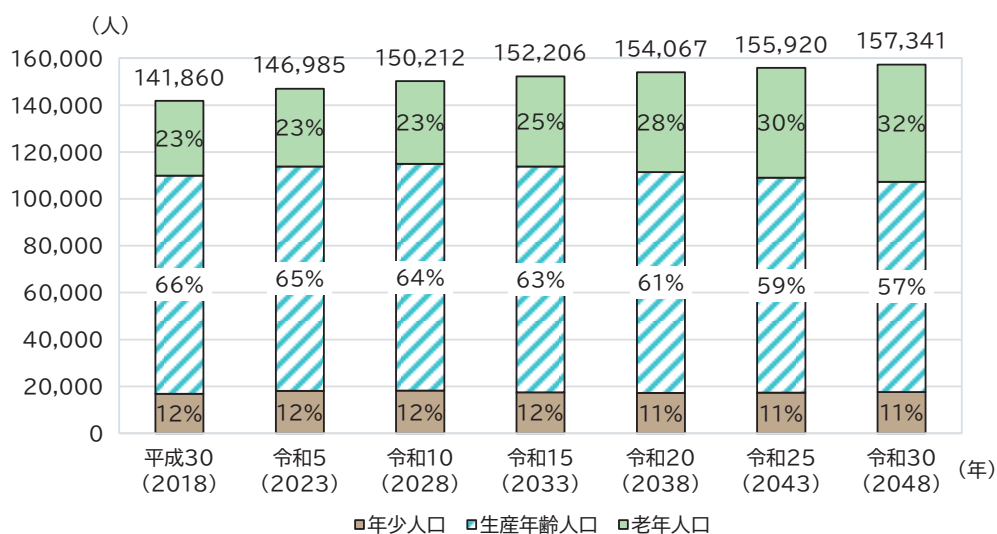
成蹊気象観測所データから作成

② 人口

平成30（2018）年に本市で実施した人口推計では、平成30（2018）年に141,860人だった人口が、令和30（2048）年には157,341人になるという人口増加が予想されています。ただし、年少人口は緩やかな減少傾向にあり、将来的な生産年齢人口（15～64歳）の減少、一層の高齢化が見込まれます。（図表3）また、世帯構成の割合は核家族世帯と単独世帯で大半を占めており、今後もこの傾向は続くと考えられます。（図表4）

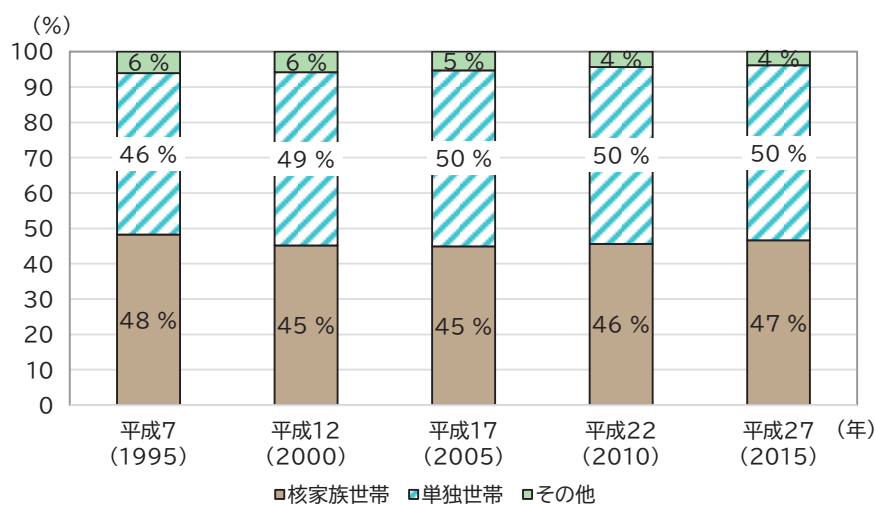
また、人口密度が高いことも本市の特徴で、東京23区を除く全国の市町村の中で第2位、東京都の市町村では第1位となっています。（図表5）

図表3 人口推移の予想



※ 小数点以下を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合がある
武蔵野市の将来人口推移から作成

図表4 世帯構成割合の推移



※ 小数点以下を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合がある
国勢調査結果から作成

図表5 人口密度の高い市町村（東京23区を除く）

順位	自治体名	人口密度(人/km ²)
1	埼玉県蕨市	14,681.21
2	東京都武蔵野市	13,508.74
3	東京都狛江市	13,112.36
4	東京都西東京市	13,066.73
5	大阪府大阪市	12,162.46
6	東京都三鷹市	11,722.84
7	大阪府守口市	11,192.92
8	東京都国分寺市	11,150.96
9	東京都小金井市	11,134.07
10	東京都調布市	11,105.19

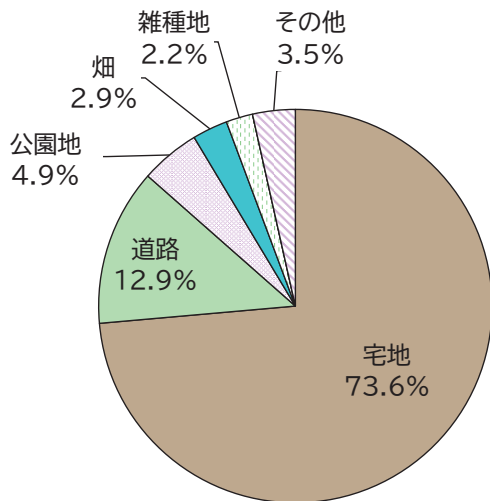
平成27（2015）年国勢調査結果から作成

③ 土地利用

市全域が既成市街地化しており、土地利用を地目別に見ると宅地が73.6%、道路が12.9%を占めています。またこの他には、公園地が4.9%、畑が2.9%を占めています。（図表6、平成31（2019）年1月1日現在）。大規模な土地開発の余地はほとんど残っておらず、近年、地目別面積に大きな変動は見られません。

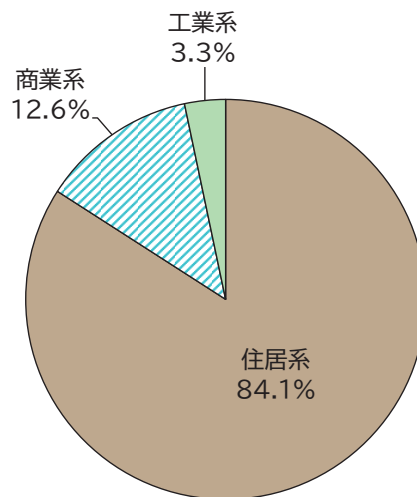
用途地域*の指定は、住居系84.1%、商業系12.6%、工業系3.3%で、住宅都市としての土地利用構成が明確になっています。（図表7）

図表6 土地利用状況



（平成31（2019）年1月1日現在）

図表7 用途地域別面積



（平成31（2019）年4月1日現在）

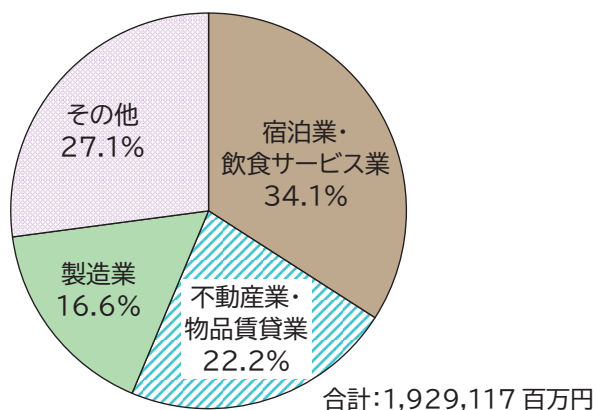
※ 小数点第二位以下を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合がある
2019市勢統計 令和元年版（武蔵野市）から作成

④ 産業

本市の産業を売上高で見ると「宿泊業・飲食サービス業」「不動産業・物品賃貸業」といった第三次産業が約6割を占めています。(図表8)

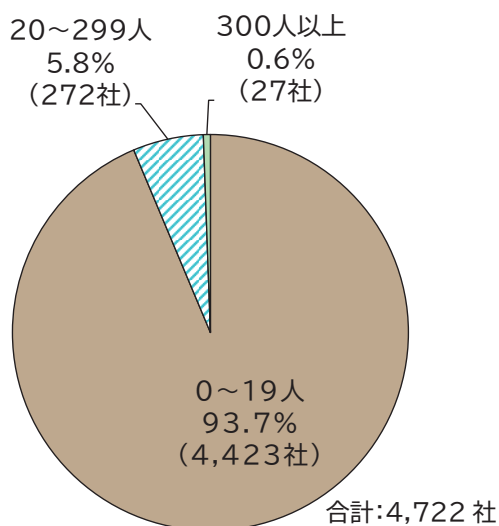
従業員数は、9割以上が20人未満であり、市内産業の中心は中小企業・小規模事業者であると言えます。(図表9)

図表8 売上高で見た産業構成比



※ 小数点第二位以下を四捨五入しているため、
合計が100%とならない場合がある
平成28(2016)年経済センサス活動調査結果から作成

図表9 従業員数規模別企業数(平成28(2016)年)



※ 小数点第二位以下を四捨五入しているため、
合計が100%とならない場合がある
平成28(2016)年経済センサス活動調査結果から作成

視点2 前計画の進捗

第四期環境基本計画は、目指すべきまちの姿（環境像）として「～私たちがつくる スマートシティ*むさしの～ 主体的な行動が創り出す 人と自然が調和した新たな環境都市」を掲げ、6つの環境方針をもって「スマートシティ」の実現への道筋を示していました。この進捗状況により、現状を明らかにします。

環境像	環境方針	施策の展開
主体的な行動が創り出す ～私たちがつくる スマートシティむさしの～ 人と自然が調和した新たな環境都市	環境方針 1 市民・事業者・行政(市)の自発的な行動を促す取組を進めます ～環境配慮行動のしくみづくり～	(1)環境に関する啓発と情報発信の推進、体系化 (2)環境学習・体験等の取組の充実 (3)環境に関する市民活動への支援 (4)環境啓発施設の開設
	環境方針 2 低炭素社会に向けた施策を推進します ～エネルギーの地産地消*～	(1)新しいエネルギーへの対応 (2)家庭での省エネ・創エネとエネルギーのスマート化 (3)民間事業者等との連携によるまちぐるみでの対応 (4)公共施設における効率的なエネルギー活用
	環境方針 3 ごみの発生抑制と資源の循環利用を進めます ～循環型社会*の構築～	(1)市民・事業者・行政(市)の連携の再構築 (2)ごみの発生抑制 (3)ごみ・資源の循環利用の推進 (4)ごみ処理のコストと環境負荷削減 (5)新しいごみ処理施設の稼働
	環境方針 4 生物多様性に配慮した緑と水の保全・創出とその活用を進めます ～自然が感じられる環境の確保～	(1)市民・事業者との連携による緑化の推進 (2)潤いのある緑環境の形成 (3)自然に配慮した水辺環境の整備 (4)武蔵野市らしい生物多様性の確保 (5)周辺地域との広域的な連携 (6)都市農業への支援
	環境方針 5 環境に配慮した都市基盤整備を進めます ～環境と共生したまちづくり～	(1)環境に配慮したまちづくり (2)まちの景観保全 (3)美しく清潔なまち (4)歩行者と自転車が動きやすく環境負荷の少ない道路空間 (5)公共交通の活用と渋滞緩和
	環境方針 6 安全・安心で快適に暮らせるまちをめざします ～公害対策と生活環境保全～	(1)都市型公害への対応 (2)生活公害への対応 (3)新たな環境問題への対応 (4)水の安定供給 (5)水循環システムの確立

個別計画に基づく各種事業の推進

環境方針1

「市民・事業者・行政（市）の自発的な行動を促す取組を進めます ～環境配慮行動のしくみづくり～」の進捗

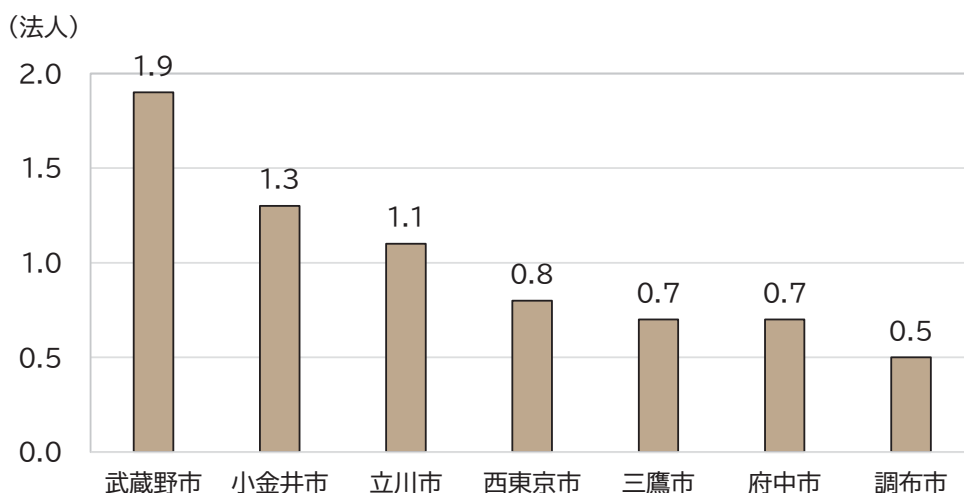
市民や市民団体・事業者・行政（市）が行う環境に関する啓発等の取り組みを、各主体の連携のもとで総合的に実施しようとする方針です。

進捗状況

- 令和2（2020）年11月には、旧武蔵野クリーンセンターの事務所棟及びプラットホーム*を再利用した全市民的な環境啓発施設「むさしのエコreゾート」*が開館しました。同施設は、多様な環境分野を取り扱う環境啓発の拠点としての役割が期待されています。
- 「むさしの環境フェスタ」や、「水の学校」、「環境の学校」といった環境啓発事業を多様な市民団体や事業者と連携しながら実施してきました。その際、環境の表面的な情報にとどまることなく、原因や根源まで深く掘り下げ、質の高い学びや情報の提供を心がけました。
- パリ協定*の採択を受けて、平成28（2016）年から国は「クールチョイス」*（地球温暖化対策に資するあらゆる『賢い選択』を促す国民運動）を推進してきました。本市もこれに加盟し、市民や事業者等に対して積極的に啓発を行いました。
- 平成29（2017）年4月より、市の環境配慮行動を管理する仕組みとして、従来のISO14001に基づく環境マネジメントシステムを見直し、「武蔵野市環境マネジメントシステム」（EMS）に発展させました。制度の透明性を確保し、また市民や事業者等の環境マネジメントにつなげるために、仕組みや結果は市ホームページで公開しています。

図表10 人口1万人あたりのNPO法人数（環境の保全分野）

※本市の環境に関する市民団体は、近隣市と比べて多いことがわかります。



内閣府ウェブサイト（令和2（2020）年5月6日時点）及び
総務省 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数
（平成31（2019）年1月1日現在）から作成

環境方針 2

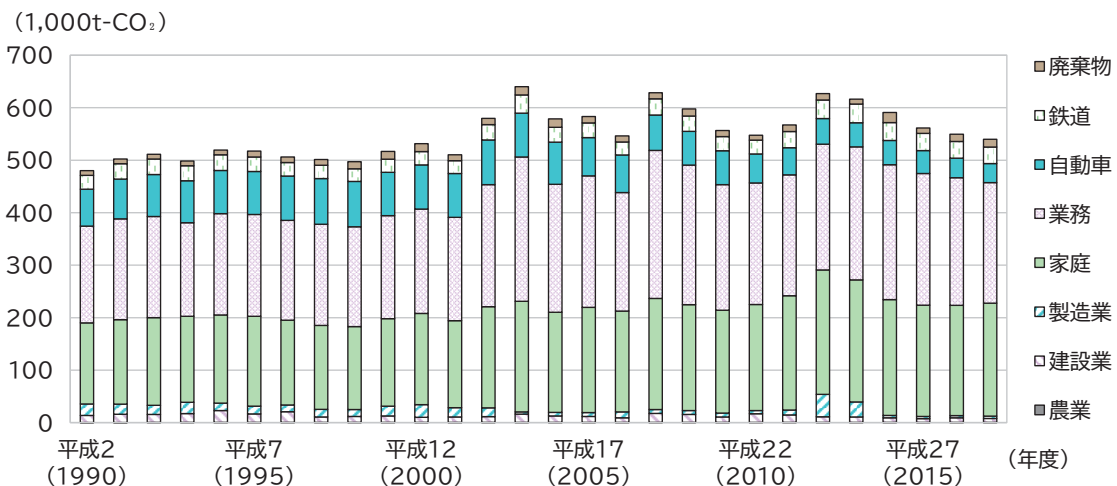
「低炭素社会に向けた施策を推進します ～エネルギーの地産地消～」の進捗

地球温暖化対策として、省エネ・創エネ、新エネルギーの活用といった各種エネルギー施策を進め、エネルギーの地産地消都市の形成を目指す方針です。

進捗状況

- 公共施設の効率的なエネルギー活用としては、従来から行っている太陽光発電*システムの設置・運用のほかに、「武蔵野市エネルギー地産地消プロジェクト」*による地域エネルギー融通システムが令和 2（2020）年度から稼働しています。これは、平成 29（2017）年に本格稼働した「武蔵野クリーンセンター」のごみ発電*を核とし、周辺の公共施設と市立 18 小・中学校を連携させ、地域全体でエネルギーを融通するシステムで、公共施設におけるエネルギー地産地消のモデルケースとして期待されています。
- 新しいエネルギーを活用する事業として、家庭用使用済食用油によるバイオディーゼル燃料*化、地中熱*・温度差エネルギーの活用、水素自動車*の公用車としての導入等を推進してきました。
- 本市のエネルギー消費は約 4 割が家庭におけるものです。家庭におけるエネルギー利用の効率化を推進するために、「効率的なエネルギー活用推進助成制度」を着実に運用してきました。平成 30（2018）年には、従来からの太陽光発電システムや燃料電池*コージェネレーション*システム等に加えて、蓄電池システムや既設窓の断熱改修も助成の対象としました。
- 事業者との連携については、平成 29（2017）年に施行した「武蔵野市建築物環境配慮指針」に基づき、建築物の省エネルギー化に関する指導を行っています。しかし、従来からの制度である「グリーンパートナー制度」*や「省エネルギー設備等導入資金の融資あっせん」といった事業は、件数の減少や伸び悩みが見られ、事業者に十分に活用されているとは言い難い状況です。
- 本市の二酸化炭素排出量は、電力の二酸化炭素排出係数*の変化に伴い大きく増減しながら推移してきましたが、近年は減少傾向にあります。（図表 11）

図表 11 武蔵野市における部門別二酸化炭素排出量の推移



みどり東京・温暖化防止プロジェクト*資料から作成

環境方針3

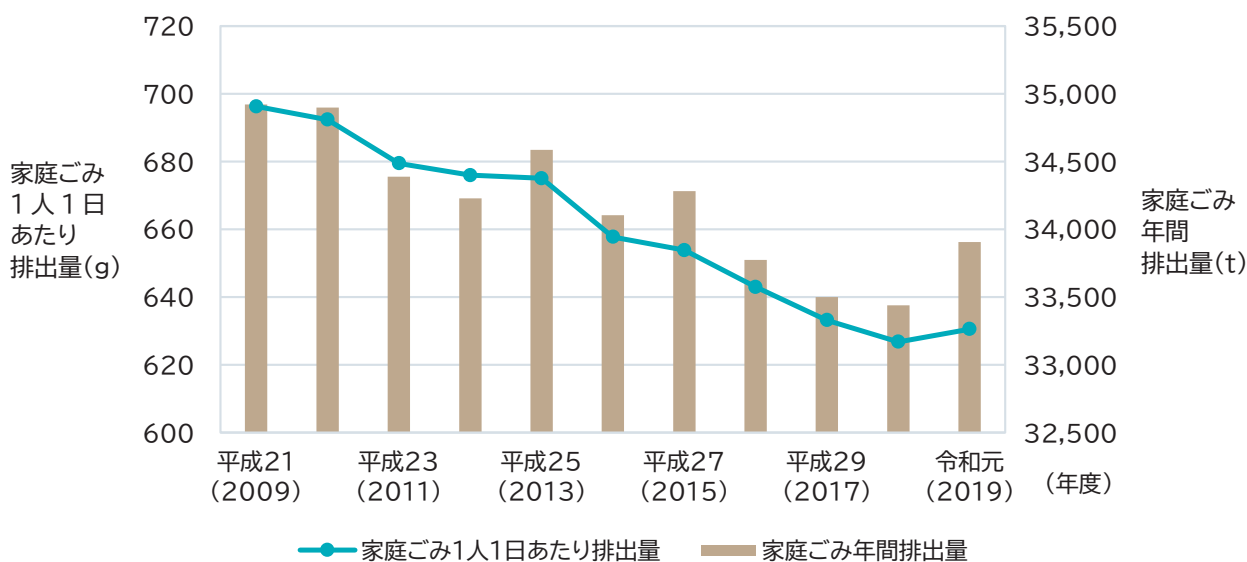
「ごみの発生抑制と資源の循環利用を進めます ～循環型社会の構築～」の進捗

市民生活や事業活動等において、ごみの発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、適正な資源化処理（リサイクル）を行い、持続可能な循環型社会の形成を目指す方針です。

進捗状況

- 平成 29（2017）年に「武蔵野クリーンセンター」が本格稼働しました。最新鋭のプラント*設備を導入し、環境に配慮した施設として運営しています。ごみの焼却熱により蒸気と電気を生み出し、周辺公共施設にエネルギーを供給していることから、ごみの分野だけでなくエネルギーの分野にとっても重要な施設です。また、年間約 2 万人が訪れる見学者コースでは、ごみ処理の流れがわかりやすく解説されており、ごみに関する啓発施設としての側面もあります。
- 一人当たり家庭ごみの排出量は、令和 10（2028）年度までの本市の削減目標 588 グラムは超過しているものの、丁寧な啓発により減少傾向にあります。（図表 12）ごみの資源化については、資源物の分別の徹底に加え、剪定枝葉の堆肥化や小型廃家電製品のマテリアル回収*等によって着実に推進されています。

図表 12 家庭ごみ排出量の推移



令和 2（2020）年版 事業概要 廃棄物の抑制・再利用と適正処理（武蔵野市）から作成

- ごみ処理のコストと環境負荷を低減させるために、令和元（2019）年にごみの収集頻度等を見直しました。また、平成 29（2017）年に本格稼働した「武蔵野クリーンセンター」は、設計段階から施設完成後の管理・運営まで一体的な事業として捉える DBO 方式*を採用したため、運営コストの低減が図られました。

環境方針4

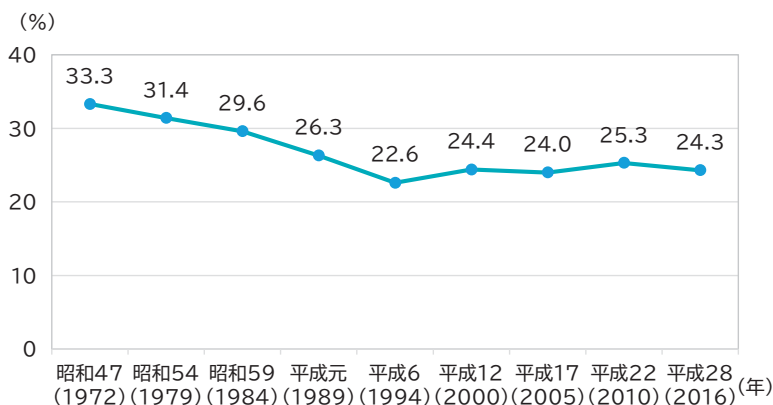
「生物多様性に配慮した緑と水の保全・創出とその活用を進めます ～自然が感じられる環境の確保～」の進捗

生物多様性に配慮した緑と水の有機的なネットワーク形成を図り、人と自然が共生した環境都市の形成を目指す方針です。

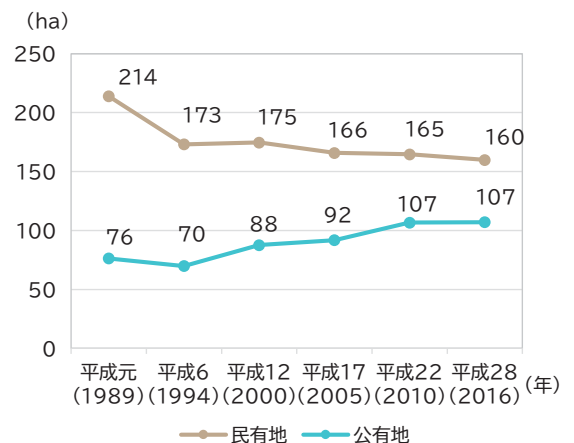
進捗状況

- 平成 29 (2017) 年 4 月に「武蔵野市生物多様性基本方針」を策定しました。これに基づき、本市らしい生物多様性のあり方を検討するために、平成 30(2018)年度と令和元(2019)年度に市内の生物生息状況調査を行いました。環境省や都のレッドリストに掲載されている希少種も多数確認された一方、ミシシippアカミミガメ、ハクビシン、トウネズミモチといった侵略的な外来種や害獣・害虫も確認されました。
- 緑と水の保全・創出のために、公園や緑地の整備、仙川や千川上水の水辺空間の整備を進めてきました。民有地においては、引き続き接道部緑化助成や保存樹林*等の指定事業を進め、市民や市民団体、事業者等との連携を深めてきました。また、平成 27 (2015) 年からは、市民自ら地域ぐるみで緑を守り育てる新たなボランティア制度の検討を開始しました。
- 生産緑地*や農地の減少幅をできる限りおさえるべく、補助金制度を運用してきました。加えて、令和 2 (2020) 年には、東京都の補助金の対象外となる小規模農家等に対する補助事業を開始しました。
- 都市の生活を支える多摩の森林を保全するために、「二俣尾・武蔵野市民の森」での森林体験等を通じた啓発や、「奥多摩・武蔵野の森事業」として森林整備に取り組んできました。
- 緑被率*については、近年は横ばいの状況が続いています。(図表 13) また、緑の面積の割合は、公有地(公園等)4割に対し、民有地(住宅の庭木等)6割となっています。農地の宅地化や維持管理の負担等により民有地の緑は減少傾向にありますが、公有地の緑は増加傾向にあります。(図表 14)

図表 13 緑被率の推移



図表 14 緑の公有地・民有地内訳



武蔵野市自然環境等実態調査報告書(平成 29 (2017) 年 4 月)から作成

環境方針5

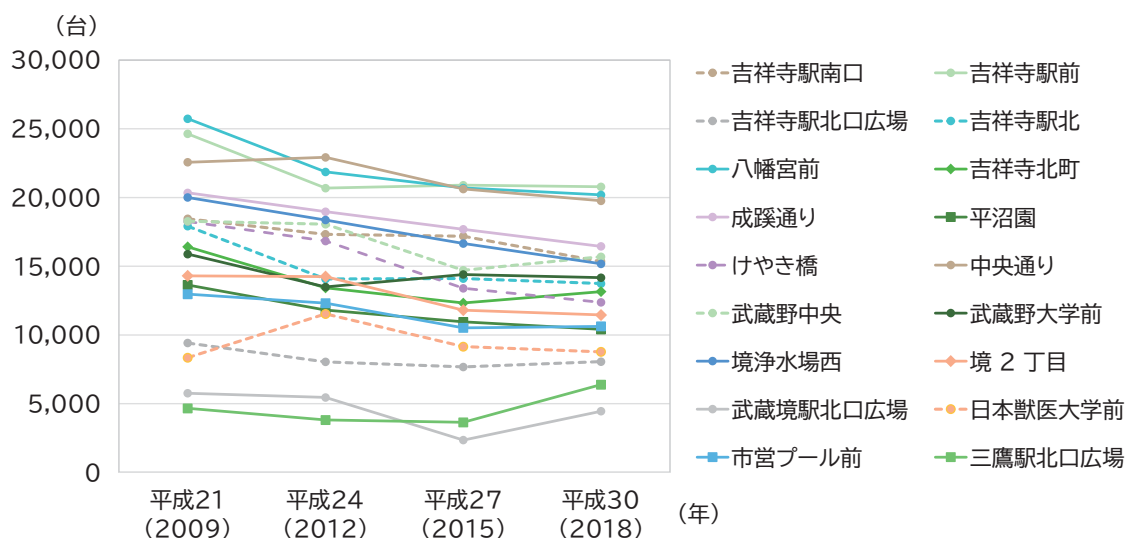
「環境に配慮した都市基盤整備を進めます ～環境と共生したまちづくり～」の進捗

まちづくり関連施策と連携しながら、ハード・ソフトの両面から環境に配慮したまちづくりを進めていこうとする方針です。

進捗状況

- 「武蔵野市都市計画マスタープラン」や関連計画には環境に配慮したまちづくりについて記載されており、これがまちづくりにおける基本理念の一つになって各種施策に通じています。また、平成29（2017）年に、本市の公共施設等を総合的にマネジメントするために「武蔵野市公共施設等総合管理計画」*が策定され、環境の配慮の観点からも公共施設の再整備を行う旨が記載されました。
- 建築物の環境負荷を低減するために、平成29（2017）年7月より「武蔵野市建築物環境配慮指針」を運用し、建築主に環境配慮の指導を行ってきました。
- 景観、美化については、引き続き電線類の地中化や屋外広告物*対策、空き地・空き家対策、ポイ捨て対策等を推進してきました。とりわけ、平成29（2017）年に施行した「武蔵野市空き家等の適正管理に関する条例」、平成30（2018）年に策定した「武蔵野市空き家住宅等対策実施方針」により、景観保全だけでなく、安全の確保の観点からも、空き家対策が大きく前進しました。また、電線類の地中化については、平成28（2016）年に「武蔵野市景観整備路線事業計画（第2次）」を策定し、事業化路線について推進してきました。
- 自転車駐車場や走行空間の整備等、二酸化炭素を排出しない乗り物である自転車の利用環境整備を推進してきました。また、二酸化炭素や排気ガスの排出の増加につながる自動車の渋滞を緩和するため、パーク・アンド・バスライド*システムの運用、幹線道路等の整備、吉祥寺駅周辺の荷捌き駐車対策*等を推進してきました。

図表15 車両交通量の推移（7～19時）



※各年11月の観測結果

統計でみる武蔵野市から作成

環境方針6

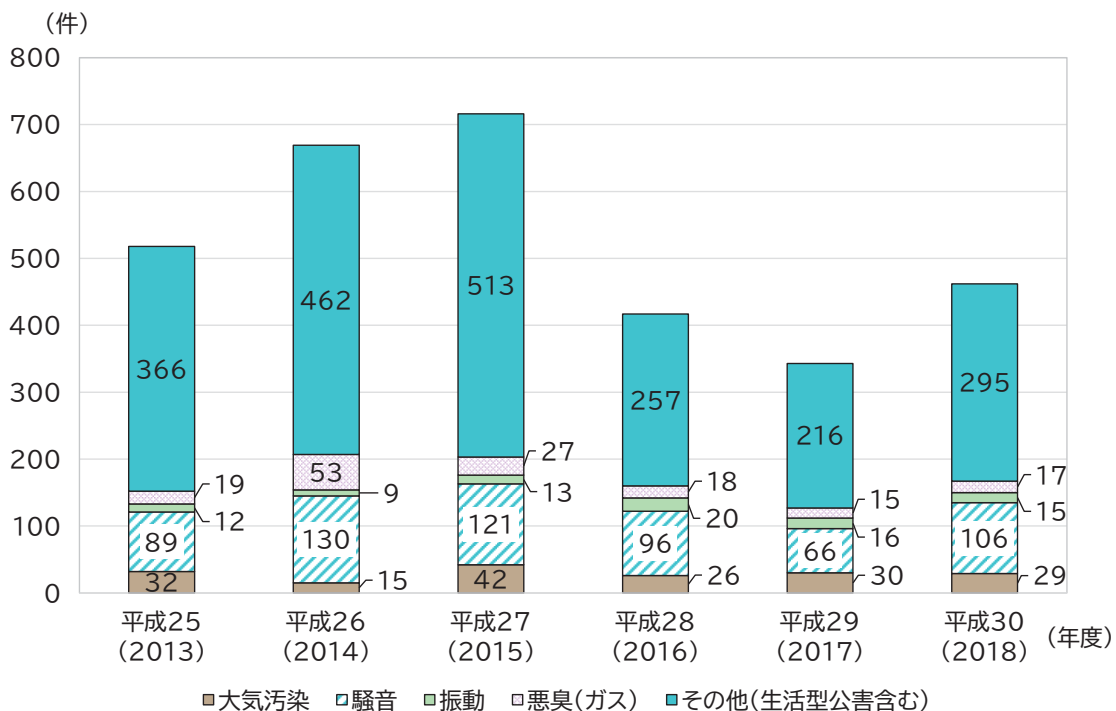
「安全・安心で快適に暮らせるまちをめざします ～公害対策と生活環境保全～」の進捗

公害や環境に起因する災害を防ぎ、市民が安全・安心で快適に暮らせるまちを目指す方針です。

進捗状況

- 建築解体工事関連の騒音・振動や光化学スモッグ等、典型7公害*の発生を防止するために、引き続き大気や水質等の汚染状況の定期的調査・観測や、法令等に基づく事業所への規制・指導等を行ってきました。このことを通じて、公害に関する各種モニタリング調査の結果も安定的に推移しています。
- 事業活動や日常生活に係る騒音、樹木や雑草の繁茂、ペットに関するトラブル等、近年増加している生活型公害について、適切に対処してきました。

図表 16 公害苦情の受付件数（放射線関連を除く）



武蔵野市の環境保全から作成

- 浸水被害の軽減や公共用水域の水質保全として、住宅や公共施設における雨水貯留・浸透施設等の設置を推進するとともに、「水の学校」や各種イベントを通じて、健全な水循環・水環境に関する普及啓発を進めてきました。また、水の安定供給のために、地盤沈下防止に留意しながら、経年劣化した浄水場施設、水源施設の計画的な維持・更新、配水管路の耐震化を進めてきました。
- 新しい環境問題として、東日本大震災に伴う原子力発電所事故による放射線問題への対応、PM2.5*等の大気汚染への対応、病原菌を媒介する病害虫への対応等を行ってきました。

視点3 市民・事業者向けアンケートの結果

令和元（2019）年度に実施した市民・事業者向けアンケートの結果から、現状を明らかにします。

◆市民アンケート概要◆

方 法：18歳以上の市内居住者を対象に郵送
 調査期間：令和元（2019）年9月20日～10月18日
 回収数：649件
 （配布数：2,000件、回収率：32.5%）

◆事業所アンケート概要◆

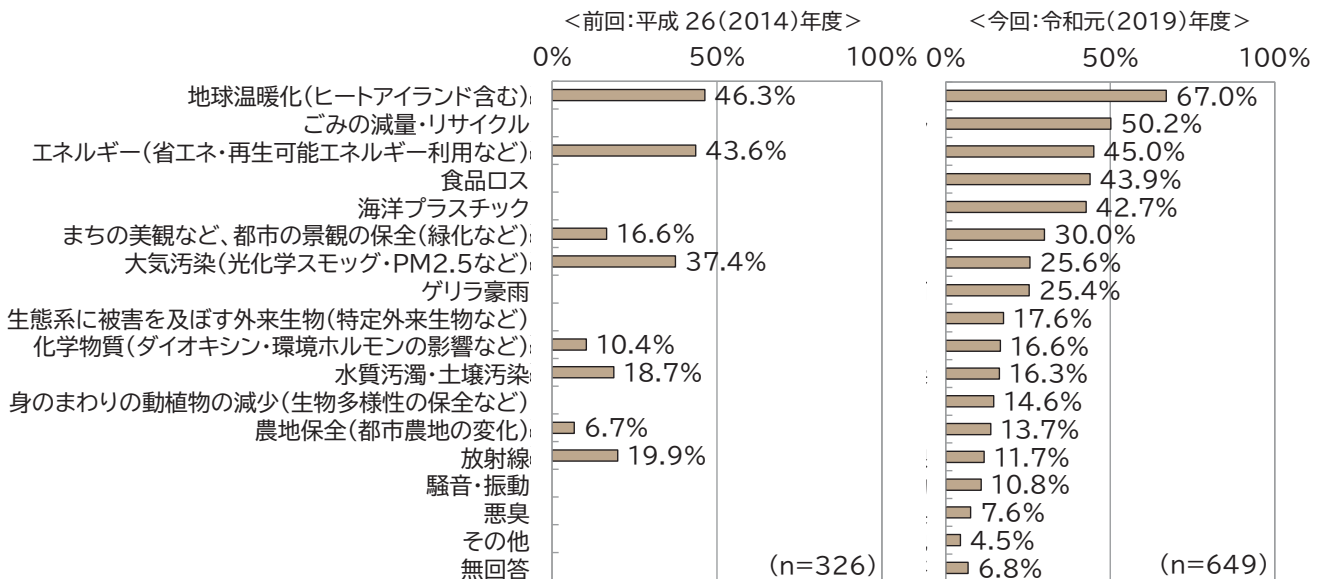
方 法：市内事業所を対象に郵送
 調査期間：令和元（2019）年10月4日～10月31日
 回収数：39件
 （配布数：200件、回収率：19.5%）

① 地球温暖化への危機意識はますます高まっている

「優先的に対策していくべきとあなたが思うものは何か」という質問において、最も多かった回答は「地球温暖化（ヒートアイランド含む）」で、67.0%でした。（図表17）次点の「ごみの減量・リサイクル」の50.2%を大きく引き離しており、また平成26（2014）年度の市民向けアンケートでは同様の回答が46.3%だったことから、この間に人々の関心が高まったこともうかがえます。

なお、この質問において回答が少なかったのは、順に「悪臭」（7.6%）、「騒音・振動」（10.8%）、「放射線」（11.7%）でした。

図表17 優先的に対策していくべきと市民が考えていること



※前回の欄は、平成26（2014）年度のアンケートで今回と同じ選択肢を設定していたもののみを表示した。

なお、用意した選択肢の種類や選択できる数の設定が異なるため、選択した人の割合を単純比較することはできない。

「環境」に関する市民アンケート調査結果から作成

② 環境に対する関心と行動にギャップがある

環境への取り組みを尋ねる質問のうち、5年前の回答と比較可能な17の質問すべてで「いづれも取り組んでいる」の数値が減少しました。（図表18）

ただし、令和元（2019）年度市政アンケート調査報告書の結果によると、「今後、重点的に進めてほしいもの」として「緑化推進」は微増傾向、「循環型社会システムづくり」は増加傾向が見られるため、環境に対する関心が大きく失われてはいない現状も見えます。（図表19）

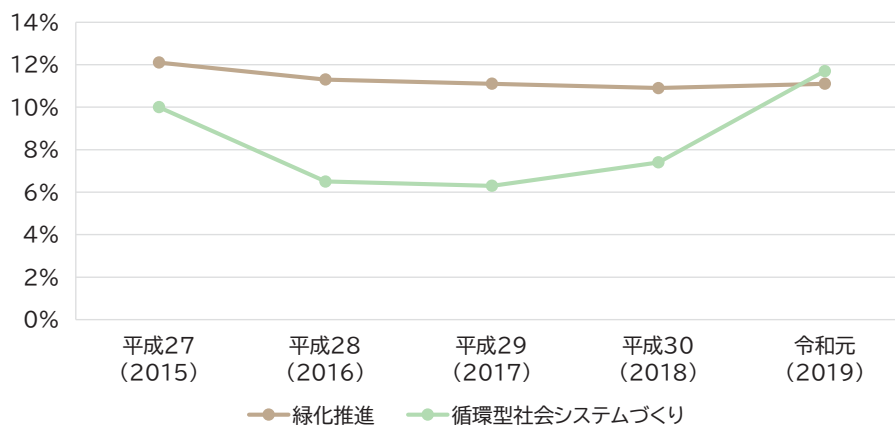
図表 18 市民が「いつも取り組んでいる」と回答した割合の変化

質問項目		平成26 (2014) 年度	令和元 (2019) 年度
日常での省エネ	不要な照明は、こまめに消している。	77.5%	74.5%
	夏季は自宅や職場などで打ち水*を行っている。	15.6%	7.3%
環境に配慮した商品の選択	家電製品購入時は、省エネ性能を重視している。	55.2%	47.8%
	旬の食材や地場の食材などを選んで購入している。(地産地消)	46.9%	25.3%
移動手段について	カーシェアリング(車の共同利用)やレンタサイクルを利用している。	7.3%	6.9%
	自動車の購入、買い替えの際に、低燃費車やハイブリッド車、電気自動車、燃料電池車など環境配慮型の車種を選択している。	38.4%	26.6%
ごみの減量・リサイクル	過剰包装の辞退(レジ袋の辞退、贈答品の包装の簡略化、ブックカバーの辞退など)をしている。	57.5%	39.5%
	食品トレーや牛乳パックの店頭回収に協力している。	48.9%	42.8%
	家具や洋服などの交換・再利用を行っている。	19.7%	16.2%
自然環境・生物多様性への配慮	庭木、花、樹木などについて、自宅に緑を植栽するなど、自然環境に配慮している。	46.2%	37.0%
水環境への配慮	自宅で雨水浸透や雨水再利用を行っている。	10.5%	5.8%
環境学習	環境保全に関する団体やグループの活動に参加している。	3.9%	1.3%
住宅における省エネ・創エネ	家庭用燃料電池や高効率の給湯器を導入している。	20.5%	17.7%
	太陽光発電設備を設置している。	4.6%	4.2%
	太陽熱温水器を設置している。	2.3%	1.0%
	ベランダや屋上・壁面(緑のカーテンを含む)を緑化している。	21.5%	18.2%
	住宅の購入・リフォームの際に、低炭素建築物の認定を受けるなど、省エネ性能を考慮している。	42.9%	13.5%

※ 無回答・無効回答を除外して集計した。

「環境」に関する市民アンケート調査結果から作成

図表 19 環境に対する関心の推移

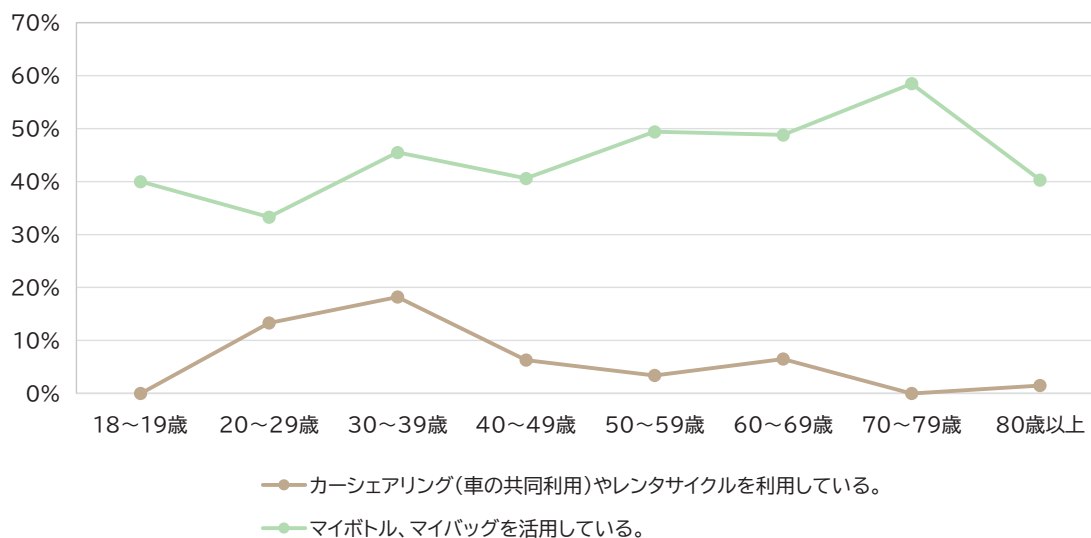


市政アンケート調査報告書（武蔵野市）から作成

③ 世代によって取り組んでいる項目が大きく異なる

例えば、「カーシェアリングやレンタサイクルを利用している」という質問において、20代・30代は利用が見られますが、それ以降の年代では利用が少なくなります。（図表 20）一方で、「マイボトル、マイバッグを活用している」という質問においては、相対的に20代は活用が少ないですが、70代は活用が多くなっています。このように、環境に対する取り組みは世代ごとに大きく異なっています。

図表 20 世代間の取り組みの違い

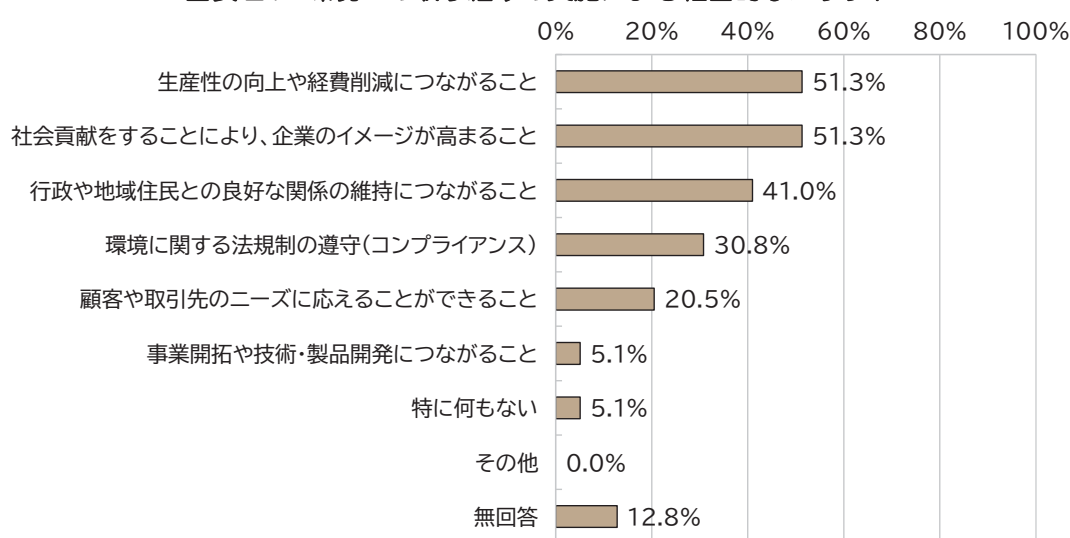


令和元（2019）年度「環境」に関する市民アンケート調査結果から作成

④ 事業所は環境への取り組みとビジネスをリンクさせている

多くの事業所は、「環境への取り組みの実施による経営的なメリット」（複数回答）として、「生産性の向上や経費削減につながる」（51.3%）や「社会貢献をすることにより、企業のイメージが高まること」（51.3%）と答えており、環境への取り組みとビジネスをリンクさせています。（図表 21）そのような中で、規模に関係なく多くの事業所がごみの発生抑制や分別、リサイクルといったごみの分野のソフト対策に取り組んでいる一方、太陽光発電システムや蓄電池システムの導入等、ハード面の取り組みは全体として少なくなっています。（図表 23）また、既に地域の環境保全に取り組んでいる事業者のうち、46.2%が行政と既に連携している、もしくは今後連携したいという意向を示しています。（図表 22）

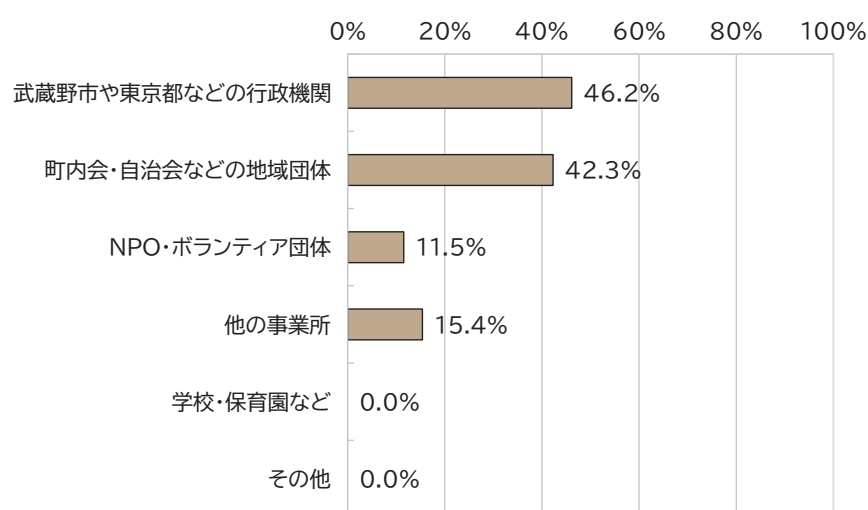
図表 21 環境への取り組みの実施による経営的なメリット



(n=39)

令和元（2019）年度「環境」に関する事業者アンケート調査結果から作成

図表 22 事業者が既に連携している団体、今後連携したい団体

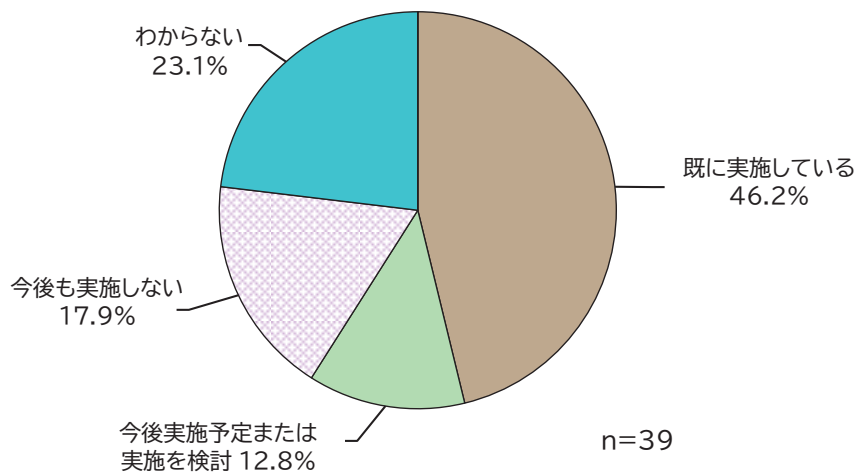


(n=26)

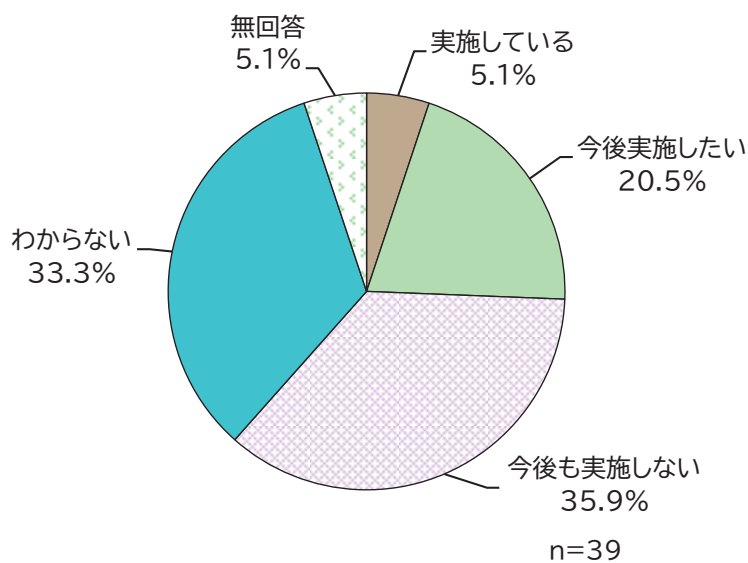
令和元（2019）年度「環境」に関する事業者アンケート調査結果から作成

図表 23 事業者の環境保全への取り組み実施状況（抜粋）

地域のごみの減量化やリサイクル活動



太陽光発電設備の導入



※ 小数点第二位以下を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合がある
令和元（2019）年度「環境」に関する事業者アンケート調査結果から作成

① 環境問題の総合的解決

平成 27 (2015) 年 9 月に、国連は 17 のゴールと 169 のターゲットから構成される「持続可能な開発目標」(SDGs : Sustainable Development Goals) を採択しました。また、平成 30 (2018) 年 4 月には、国が「第五次環境基本計画」を策定しました。これらは社会・経済・環境を一体的に解決しようとする視点が共通しており、幅広い分野を巻き込みながら環境問題を総合的に解決することの重要性が強調されるようになってきています。



SDGs の 17 のゴール

出典：国際連合広報センター

② 地球温暖化対策の機運のさらなる高まり

平成 27 (2015) 年 12 月に COP21 で採択された「パリ協定」では、今世紀後半に人為的な理由による温室効果ガス*の排出量を実質ゼロとする目標が掲げられました。これを受けて、温室効果ガスについて、国も平成 28 (2016) 年には令和 32 (2050) 年度までに 80%削減とする目標を立て、さらに令和 2 (2020) 年の菅首相の所信表明演説では、同期限内に全体としてゼロにすることが宣言されました。このように、地球温暖化対策の機運はさらに高まっています。また、気候変動の緩和策*の限界を背景に、国と都はそれぞれ平成 30 (2018) 年度、令和元 (2019) 年度に気候変動の適応策*に関する計画・方針を策定しました。

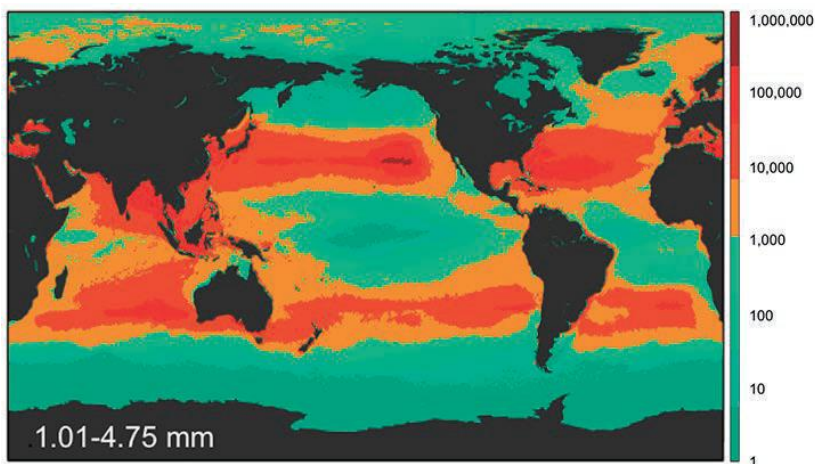


平成 27 (2015) 年
「パリ協定」採択時の様子

出典：外務省ウェブサイト

③ マイクロプラスチック*問題を始めた新しい環境問題

新しい環境問題の代表的なものとして、マイクロプラスチックによる海洋汚染が挙げられます。令和元（2019）年6月のG20大阪サミットでは、共通の世界ビジョンとして令和32（2050）年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。また、令和2（2020）年7月から、日本全国でプラスチック製レジ袋が有料化されました。このように、ライフスタイルの変化や科学技術の進展に伴い、しばしば新しい環境問題が顕在化することがあります。



マイクロプラスチックによる海洋汚染の広がり

出典：Eriksonら（2014），“Plastic Pollution in the World’s Oceans: More than 5 Trillion Plastic Pieces Weighing over 250,000 Tons Afloat at Sea”，PLoS One 9（12），doi:10.1371/journal.pone.0111913

④ 新型コロナウイルス感染症*の蔓延

令和2（2020）年、新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延により、人々の暮らしは大きく変化しました。環境との関連でいえば、工業の停滞や航空機の運航中止は、全世界のエネルギー消費を大きく引き下げました。また、再生可能エネルギー*は、発電に多くの作業員を要さない特徴から感染症に強いとされており、コロナ禍において発電量を増加させています。これらのことから、少なくとも一時的には温室効果ガスが世界中で大きく削減されることが見込まれます。一方で、テレワーク*の普及により人々が自宅で過ごす時間が増えると、住宅のエネルギー消費や家庭ごみ、住宅からの生活型公害等の増加も予想されます。あるいは、新型コロナウイルスが動物から人へと感染を広げていったのだとすれば、人と動物の適切な距離についても改めて議論が必要かもしれません。

2 武蔵野市の環境の特色・課題

(1) 環境に関する客観的な数値は改善の傾向が見られる

本市における二酸化炭素排出量、一人当たり家庭ごみ排出量はいずれも減少傾向にあり、公害に関する各種モニタリング調査の結果も安定的に推移しています。また住宅への省エネ・創エネ機器や雨水浸透施設の設置数は着実に増加しています。このようなことから、多くの環境分野において客観的な数値は改善していると言えます。

今後は、これまでの取り組みを継続的に実施するとともに、明確に改善が見られなかった分野についてより一層の推進が必要となります。また、状況が数値に表れにくい分野についても、定性的な評価をもって着実に推進する必要があります。

(2) 環境施策の軸となるリソースが充実している

平成 29（2017）年に新しいごみ処理施設「武蔵野クリーンセンター」が本格稼働しました。ごみの焼却による蒸気や電気を周囲の施設に供給する最先端の施設で、ごみ分野とエネルギー分野を横断的に捉えることができる環境の拠点の一つとなっています。また令和 2（2020）年 11 月には環境啓発施設「むさしのエコ re ソート」が開館し、多様な環境分野を取り扱う全市民的な環境啓発施設としての役割が期待されています。さらに、市民や市民団体、事業者、市の一体的な取り組みの成果として、緑と水のネットワークが形成されていることも本市の特徴の一つです。

これらのことから、本市は環境施策の軸となるリソースが充実していると言え、今後はリソースを有機的に組み合わせ、有効に活用しながら事業を実施する必要があります。

(3) コンパクトで創造的な環境施策が求められる

本市は、市域が小さいことや大規模な開発の余地が少ないこと、既に人口密度が高いうえに当面の間は人口増加が見込まれていること、台地上の平坦な地形という立地条件であること等から、例えばメガソーラーパネルの設置等による再生可能エネルギーの創出や大規模公園の新規整備等による自然環境の創出は難しく、これらは典型的な都市の特徴と言えます。

このため、持続可能な都市を目指すにあたり、本市の環境施策は既存の資源を活用したり、資源の利用を節約したりする視点を常に意識しながら、コンパクトで創造的な環境施策を展開していく必要があります。

(4) 総合的な視点での環境施策が求められる

「武蔵野クリーンセンター」がごみの焼却でエネルギーを生み出すのは、ごみ分野とエネルギー分野がつながっている事例です。このように、別々に論じられることが多い環境の分野がつながっていることもあり、一つの分野のみを捉える視点では課題を解決できない場合があります。あるいは、「SDGs」や国の「第五次環境基本計画」は、経済、社会、環境の 3 つを不可分のものとして論じており、ここには環境分野と環境以外の分野を複合的に捉える考えも見て取れます。

このため、本市としても環境問題が複数の分野にまたがっていることを念頭に、総合的な視点で環境施策を推進する必要があります。

(5) 環境に関する取り組みが市民の間で多様化している

本市には環境に関する市民団体が多く、またアンケート結果においても環境に関する市民の関心が高まっている傾向が見られます。その一方で、前回アンケートと比較して市民の環境配慮の取り組みがやや後退していることもうかがえます。また、ある年代ではよく取り組まれていることが、別の年代ではあまり取り組まれていない等、世代間での取り組みの違いも見えます。これらのことを総合的に考えると、環境に関する取り組みが、内容と程度において、市民の間で多様化していると言えるかもしれません。

このため、環境問題が全市民的なアプローチで解決しなければならないことに鑑み、市は多様な市民の関心やニーズ、ライフスタイル等を見極めながら、多くの市民が関与できる仕組みや啓発を心がける必要があります。

(6) 事業者と行政との連携にはまだ余地がある

事業者は環境に関して取り組む主体の一つとして、重要な役割を担っています。そのような中で、アンケート結果においては、既に地域の環境保全に取り組んでいる事業者のうち、46.2%が行政と既に連携している、もしくは今後連携したいという意向を示しています。一方で、「グリーンパートナー制度」や「省エネルギー設備等導入資金の融資あっせん」といった事業者と行政が連携する仕組みの一部は、十分に機能しているとは言い難いものもあります。

このため、市は事業者が環境に関する取り組みをビジネスモデルに組み込めるよう有効な連携の仕組みを整える必要があります。

(7) ますます地球温暖化対策が重要になっている

地球温暖化の深刻化を背景に、その対策について、国際的にはより踏み込んだ内容の「パリ協定」の採択があり、これを受けて国や東京都も温室効果ガスに関する排出量削減の数値目標を明確に示しています。また、平成30(2018)年6月の「気候変動適応法」の成立に見られるように、緩和策だけでなく適応策に関する動きも加速しています。さらに、この流れに呼応するように、本市の市民向けアンケートにおいても、市民の間で地球温暖化が最も重要視されている状況が見られ、その割合は前回アンケートから大きく増加しています。

このため、市は地球温暖化対策を喫緊かつ重要な課題と位置付けながら、より一層の地球温暖化対策として、従来からの緩和策を強化することはもちろん、適応策もあわせて推進する必要があります。

(8) コロナ禍から新しい社会のあり方が定着しつつある

令和2(2020)年の新型コロナウイルス感染拡大により、社会環境や人々のライフスタイルは大きく変化しました。今後、新型コロナウイルス感染症に係る状況がどのように展開していくのかは予測できない部分が多いですが、例えばテレワークの普及は新型コロナウイルス感染症の蔓延が完全に終息したとしても、不可逆的な社会の変化として定着する可能性があります。テレワークの普及については、土地利用の8割以上が住居系である本市からすれば無視できないインパクトを持つ可能性があり、環境に関しては家庭でのエネルギー消費や家庭ごみの増加、住宅を原因とする生活型公害の増加等が想定されます。また、新型コロナウイルスは動物から人へと感染を広げていったとも言われているため、人と動物の共生についても新しいあり方が必要になるかもしれません。このため、市は新型コロナウイルス感染症に係る状況とそれに伴う社会の変化を注視しながら、新しい社会に即した環境施策を展開する必要があります。



第3章

武蔵野市の環境施策が目指すもの



1 基本理念

第2章を踏まえ、本計画において以下の基本理念を設定します。この基本理念をもとに、環境方針ごとに施策を推進します。



「つなげる、ひろげる、ひきつぐ 環境都市むさしの」

本市を取り巻く環境に関する課題は多様で、それぞれに深刻です。この解決にあたっては、市はもちろん、市民や市民団体、事業者等が一丸となって取り組むことが重要です。

このことを前提に、市の役割とは、「つなげる」こと、「ひろげる」こと、「ひきつぐ」ことを意識した施策の推進であると考えます。つまり、多岐にわたる環境問題を分野横断的・有機的に「つなげる」こと、市民や市民団体、事業者、行政といった多様な主体を「つなげる」こと。市民や市民団体、事業者等を巻き込んだ環境配慮の輪を「ひろげる」こと、本市の取り組みを他の自治体はもとより日本中、世界中に「ひろげる」こと。そして、「つなげる」こと、「ひろげる」ことを通じてつくるよりよいまちを、次世代に「ひきつぐ」こと。

これら「つなげる」、「ひろげる」、「ひきつぐ」をあらゆる当事者が実践するまちの姿を、第四期環境基本計画で掲げた「スマートシティ」の意味をより鮮明にするかたちで「環境都市」として位置づけ、本計画の基本理念とします。

2 施策体系

つなげる、ひろげる、ひきつぐ 環境都市むさしの

あらゆる人を環境の当事者に
全ての環境方針に共通する前提

環境方針 1 (地球温暖化・エネルギー)

地球温暖化に正面から対峙する
「ゼロカーボンシティ」を目指します



これからの家庭における効率的なエネルギー活用の推進

事業者のニーズに応じた支援・連携の推進

公共施設における先進的なエネルギー施策の推進

新しい地球温暖化対策の検討

地球温暖化の適応策の体系化と推進

環境方針 2 (廃棄物)

ごみの新しい価値を見出しながら、
循環型社会を推進します



一歩進んだごみの発生抑制の推進

ごみ・エネルギー施策の拠点である「武蔵野クリーンセンター」の活用

総合的な視点によるプラスチック対策の推進

新しいごみ問題の研究と対策の推進

環境方針 3 (自然環境)

武蔵野らしさを大切に、人と自然が
調和したまちをつくります



武蔵野市らしい生物多様性の向上

量・質ともに豊かな緑の保全・創出

水循環都市の構築

農地・農業を軸とした環境施策の推進

環境方針 4 (都市環境)

環境に優しい都市基盤のリニュー
アルを推進します



環境に配慮した公共施設の建築、整備の推進

環境負荷の低い交通体系の構築

環境を切り口とした住宅施策の展開

まちと調和した景観、美観の向上

環境方針 5 (公害・災害)

安全・安心で快適なまちづくりの
ために、公害・災害対策を推進します



典型的な産業公害等への対応

生活型公害に関する啓発の推進

人と生きものの共生社会の実現と、適切な距離の確保

環境問題に起因する災害への対応

3 全ての環境方針に共通する前提 ～あらゆる人を環境の当事者に～

刻々と変化する環境問題に対応し、次世代に持続可能なまちを引き継ぐためには、私たち一人ひとりが環境問題を自らの問題として認識し、環境に配慮した行動を実践することが必要不可欠です。このため、全ての環境方針に共通する前提として、あらゆる人が環境の当事者になるよう行動や意識の変容を促します。



環境啓発5つの方向性

① むさしのエコreゾートを拠点とした環境啓発の推進

令和2（2020）年11月に、環境啓発施設「むさしのエコreゾート」が開館しました。同施設は地球温暖化を踏まえ、ごみをはじめ資源、エネルギー、緑、水循環、生物多様性等、様々な環境の分野について、全ての市民にわかりやすく啓発し、環境に配慮した行動を広げることを通じて、より良いまちづくりにつなげることを目指しています。環境について考え、学び、体験することができる環境啓発の拠点施設として、多様な環境啓発の取り組みを推進します。

② 環境啓発に関する総合的なネットワークの構築

環境問題の解決には、市だけでなく、市民はもちろん、市民団体、事業者、関係機関、近隣自治体等、多様な主体が協力して取り組むことが重要です。これまで環境分野ごとに連携してきた関係を生かしながら、環境に関する総合的なネットワークの構築を進め、それぞれの主体が行う取り組みを支援するとともに、新たなつながりが新たな価値を生み出す仕組みを検討します。

③ 多様な価値観や関心に訴える学びの機会の創出

人々の価値観の多様化を背景に、市民向けアンケートにおいて、取り組みが世代によって大きく異なることや、取り組んでいる人と取り組んでいない人が二極化している可能性が見られます。このことを踏まえ、市は地球規模の環境問題と人々の身近な生活環境のリンクによる知的好奇心の喚起を意識しながら、多様な市民の価値観や関心に訴えかける学びの機会を創出します。

④ 新しいテーマ、新しい視点の環境情報の発信

例えば、マイクロプラスチックによる海洋汚染のように、人々の生活様式の変化や環境に関する研究の進展等によって新しい環境問題が顕在化することがあります。あるいは、Society 5.0*が想定するような高度な情報技術の活用によるエネルギー需給予測やエネルギー地域間融通等は、科学技術の発展によって生み出される環境問題の新しい解決方法と言えます。この

ように、次々と現れる新しい環境のテーマについて、市は確実な情報収集を行いつつ、市民等と共有していきます。また、エネルギーやごみ、緑、水といった複数の環境の分野の視点から解決しなければならない問題もあることから、各分野を有機的につなげることはもちろん、子育てや文化、教育、福祉、経済、生涯学習といった環境以外の分野の視点も取り入れる等、これまでにない切り口の環境情報を発信します。

⑤ 環境マネジメントシステムを通じたさらなる市職員の意識の向上

市では、環境に関する事務事業を計画的、効率的に管理するために、平成12(2000)年から国際規格であるISO14001に基づく環境マネジメントシステムを導入し、そして平成29(2017)年には市独自の環境マネジメントシステムに移行しました。このことを通じて、市職員の価値観の定着やノウハウの蓄積が実現し、市の行う多くの事務事業が環境に配慮したものとなっています。今後は、市独自の環境マネジメントシステムへの移行から4年が経過したことを踏まえ、環境に配慮した事務事業の遂行の観点と、市職員の環境に対する意識をさらに向上させる観点をあわせ持ちながら、システムを継続的に改善していきます。また、本市の運用するシステムが事業者や他自治体の模範となり、環境配慮行動が広がっていくことを期待して、システムの積極的な広報のあり方を検討します。

むさしのエコreゾート

Column

令和2(2020)年11月に開館した「むさしのエコreゾート」は、子どもから大人まで全世代を対象に、様々な展示・イベント・体験を通じて環境について気づき、深く掘り下げ、考えるきっかけを提供する環境啓発施設です。旧武蔵野クリーンセンターを活用した館内には、ものづくり工房、カフェスペース、スタディールーム、アーカイブ等があり、様々な学びのかたちに対応しています。



旧武蔵野クリーンセンターをリノベーションした
むさしのエコreゾートの外観



廃材を活用したものづくりができる工房



セミナー等を開催できるカフェスペース

4 環境方針

基本理念に基づき、分野ごとに5つの環境方針を設定します。

環境方針1(地球温暖化・エネルギー)



地球温暖化に正面から対峙する「ゼロカーボンシティ」を目指します

地球温暖化が深刻さを増している中で、今後は温室効果ガスを抑制する「緩和策」だけでなく、気候変動の中を生き抜いていくための「適応策」も重要になります。このため、市は強い危機感を持ちながら、「緩和策」と「適応策」の両輪について、着実に、そして創造的に地球温暖化対策を推進します。

施策の方向性

① これからの家庭における効率的なエネルギー活用の推進

家庭におけるエネルギー消費量は市全体の約4割を占めています。ただし、令和2(2020)年の新型コロナウイルス感染症の拡大の影響によりテレワークが社会に浸透すると、家庭におけるエネルギー消費量が増加していく可能性があります。このことを踏まえ、住宅の省エネ機器等に対する既存の助成制度について、新技術や新製品に関する情報収集や市民ニーズの把握を行いながら、さらに使いやすい制度に向けて定期的な改善を行います。また、排出係数の低い電気事業者の選択が地球温暖化の解決につながることを周知し、市民がクリーンな電気を購入することを促します。

② 事業者のニーズに応じた支援・連携の推進

商業地域のエネルギー消費量は市内全体の約4割を占めているため、対策の重要性は家庭と同じく大きいと言えます。しかし、市がこれまで運用してきた「グリーンパートナー制度」や「省エネルギー設備等導入資金の融資あっせん」といった既存の事業者支援制度は、事業者のニーズの変化等とともに利用されにくくなっている現状がうかがえます。したがって、きめ細かい事業者への支援やより深い事業者との連携を実現するために、市は業種や事業規模に応じた事業経営の視点に立ちながら、既存の制度の抜本的な改善や新規制度の創設の検討を行います。

③ 公共施設における先進的なエネルギー施策の推進

「武蔵野クリーンセンター」のごみ発電を核として周辺公共施設や市立小・中学校を連携させる「武蔵野市エネルギーの地産地消プロジェクト」が、令和2(2020)年度に完結しました。今後は、新たに公共施設の建設に際する環境配慮基準を設定したうえで、地産地消プロジェクトを一つのモデルケースとしながら、エネルギーをスマートに創り、活用するための先進的な施設整備を引き続き進め、あわせて施設同士のエネルギー連携も検討します。その際、こ

これら公共施設が民間施設の模範となるよう積極的に施設機能の周知を行ったり、学校施設については子どもたちの環境学習と連携できる視点を取り入れたりする等、施設を通じた環境啓発についても意識しながら整備を進めます。

④ 新しい地球温暖化対策の検討

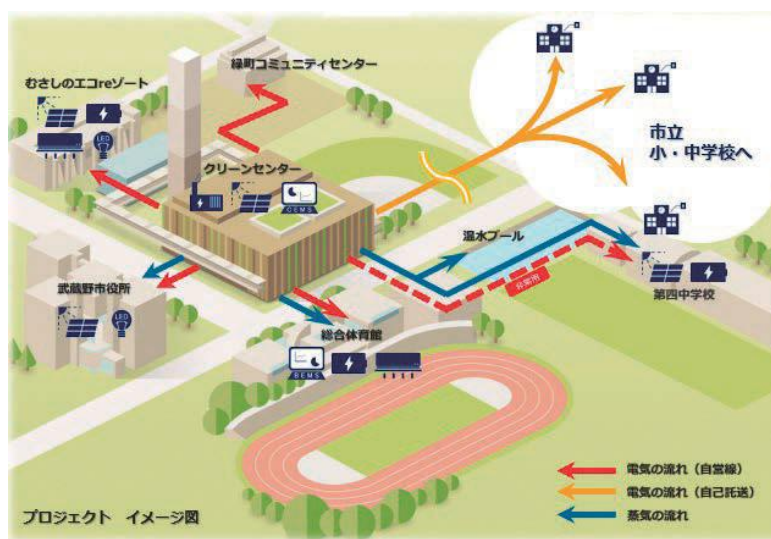
市はこれまでごみ発電や地中熱の活用、水素自動車の導入等、新しいエネルギーを活用する事業を推進してきましたが、エネルギーに関する技術は日進月歩です。今後も引き続き情報収集を行いながら、例えば吉祥寺駅前の賑わいをエネルギーとして活用する振動発電*の導入等、地域特性を生かすことを意識しながら新しいエネルギーの活用について検討します。あわせて、排出権取引*やPPS*切り替え、自己託送*等、間接的に温室効果ガスを削減する手法についても研究します。

⑤ 地球温暖化の適応策の体系化と推進

様々な研究により地球温暖化の抑制には限界があると言われています。このような中で、温暖化を抑制する「緩和策」だけでなく、温暖化の中を生き抜いていくための「適応策」に注目が集まっており、国や都でもこれに関する計画や方針が策定されています。したがって、市においても、気候変動による災害対策や気温上昇による働き方改革、農業のあり方の変更等、多岐にわたる適応策について体系化したうえで、関連部署と連携しながら、地球温暖化の中を生きるための施策を総合的に推進します。

武蔵野市エネルギー地産地消プロジェクト

平成29（2017）年に本格稼働した「武蔵野クリーンセンター」のごみ発電を中心に、CEMS（コミュニティエネルギーマネジメントシステム）*の導入、蓄電池の設置、自己託送による公共施設への電力供給、周辺公共施設の省エネ改修等の複数事業からなるプロジェクトです。令和2（2020）年度から運用し年間約1,000tの二酸化炭素排出量の削減を実現する見込みです。



武蔵野市エネルギー地産地消プロジェクトイメージ図

環境方針2(廃棄物)

ごみの新しい価値を見出しながら、循環型社会を推進します



ごみ減量の取り組みは着実に実施されていますが、さらなる減量や新しいごみ問題への対応等、課題も残されています。そのような中で、「武蔵野クリーンセンター」では「ごみ発電」を行い、ごみの捉え方について新しい視点をもたらしました。今後は、「ごみ発電」のようにごみの新しい価値を見出しながら、ごみ減量を軸とする循環型社会を一層推進します。

施策の方向性

① 一歩進んだごみの発生抑制の推進

本市における家庭ごみの排出は着実に減少を続けているものの、依然として令和 10(2028)年度までの削減目標である 1 人 1 日当たり 588g を超過しています。今後も本市は人口増加が見込まれているため、市全体のごみ発生量を抑制する観点から、さらなる抑制策が必要です。このため、ごみの最終処分に関する逼迫した状況を市民に喚起しながら、3R(リデュース、リユース、リサイクル)に関する取り組みを引き続き推進するとともに、そもそも不要なものは作らない、買わないという市民、事業者等の意識を啓発する事業もあわせて推進します。

② ごみ・エネルギー施策の拠点である「武蔵野クリーンセンター」の活用

平成 29(2017)年、新しいごみ処理施設として「武蔵野クリーンセンター」が本格稼働しました。最先端のごみ処理施設として高性能であることはもちろん、ごみの焼却による廃棄物エネルギーの利活用として蒸気や電気を周囲の施設に供給することも可能で、平成 30(2018)年 6 月に閣議決定した、5 年毎に国の廃棄物処理施設整備の方向性を示す「廃棄物処理施設整備計画」における「廃棄物処理システムにおける気候変動対策の推進」及び「地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備」にも資する最先端の施設です。引き続き、安全・安心で適切なごみの処理を行うとともに、ごみをエネルギーという資源に変換する同施設の機能を最大限に生かすために、ごみ処理のあり方やさらなるエネルギーの地産地消について検討します。

③ 総合的な視点によるプラスチック対策の推進

プラスチック製品による地球温暖化問題への悪影響や海洋汚染を背景に、令和 2(2020)年 7 月より、全国でプラスチック製レジ袋の有料化が開始されました。このようにプラスチック問題に関する機運が高まる中で、市はこの問題がごみ問題だけでなく地球温暖化、自然環境保全、事業者の経済活動等とも関連していることを念頭に置きながら、プラスチックに替わる素材の利用促進・普及啓発、自主回収や発生抑制に関する事業者への働きかけ等、総合的な視点をもってプラスチック対策を検討します。

④ 新しいごみ問題の研究と対策の推進

マイクロプラスチックや食品ロス*、災害廃棄物処理等、人々のライフスタイルや社会情勢の変化等に伴い、新しいごみ問題が顕在化しています。これらはいずれもごみの分野の視点のみでは解決が難しい問題で、行政の各部署が連携することはもちろん、市民や市民団体、事業者等との連携も不可欠です。このため、市は新しいごみ問題に関する情報収集を積極的に行いながら、様々な主体とともに新しい施策の展開について研究し、対策を推進します。

武蔵野クリーンセンター

Column

昭和 59（1984）年にごみ処理施設として稼働した武蔵野クリーンセンターは、平成 29（2017）年に生まれ変わりました。市街地にあることが特徴で、周辺地域と景観の調和を図る建築になっています。また、自由に入れる見学者コースやイベントができるオープンスペースを設け、地域に開かれています。これらのことから、平成 29（2017）年にはグッドデザイン賞を受賞しています。



武蔵野クリーンセンター



24 時間体制でごみ処理が行われている

プラスチックによる環境汚染

Column

プラスチックは自然分解されず、半永久的に残るという特徴があります。ごみ処理施設で適切に処理されなければ、野生動物への悪影響が想定されます。特に波や紫外線等の影響で 5mm 以下になったものはマイクロプラスチックと呼ばれ、小さな動物がそれを摂取すると、食物連鎖の中で私たち人間が摂取する可能性もあります。

消費者である私たち一人ひとりが、不要なプラスチック製品を買わない、自然分解される素材を選択する等の取り組みを実践していくことが求められています。



海に流れ着いたプラスチックごみ

環境方針3(自然環境)

武蔵野らしさを大切に、人と自然が調和したまちをつくります



緑や水といった自然環境は、生活にうるおいを与えるのはもちろん、生態系*の保全や防災、地域の活性化や歴史の継承等にも大きく寄与しています。このため、広域的な視点を持ちながらも、武蔵野らしい自然環境とはどのようなものであるかを見極め、人と自然が調和したまちづくりを推進します。

施策の方向性

① 武蔵野市らしい生物多様性の向上

平成30(2018)年度、令和元(2019)年度に市内の生物生息状況調査を実施し、生物多様性に関する市内の概況がわかりました。今後は、これを参考としつつ武蔵野市生物多様性基本方針に基づき、広域的な視点や歴史的な視点が必要であることも踏まえながら、武蔵野市らしい生物多様性がどのようなものかを見極め、その維持・向上のための施策を関係課、市民、市民団体等との連携によって推進します。

② 量・質ともに豊かな緑の保全・創出

公園緑地の整備等により公有地の緑は増加していますが、大木や樹林、農地等の私有地の緑は維持管理の負担や相続による住宅化等により減少傾向にあります。このことを前提に、市は公有地・私有地ともに緑を増やすことはもちろん、緑が生物多様性や地球温暖化対策、防災、文化、教育等に資することにも着目し、市民や市民団体、事業者等と連携しながら質の高い緑を保全・創出するための施策を推進します。あわせて、都市の生活が大気保全や雨水涵養の点で多摩の森林に支えられていることに鑑み、広域的な視点で緑を支える取り組みを進めます。



市内を流れる玉川上水

③ 水循環都市の構築

近年の都市部への人口集中、産業構造の変化、地球温暖化に伴う気候変動等の様々な要因が水循環に変化を生じさせ、それに伴い、渇水、洪水、水質汚濁、生態系への影響等、様々な問題が顕著となっています。このような中で健全な水循環が維持、回復されるように、昭和20年代の水収支*を目標として、市民や事業者等と協力しながら、雨水浸透等対策を推進します。あわせて、地盤沈下や地下水位の低下に留意しながら、適切な揚水量の確保に努め、地下水の適正な保全と持続可能な利用を図ることにより、湧水の復活、生物多様性の向上、ヒートアイランド現象の緩和等、総合的な環境問題の解決につなげていきます。

④ 農地・農業を軸とした環境施策の推進

市内に残る農地は緑として捉えられていると同時に、農業という経済活動の拠点です。また、都市部の貴重なオープンスペースとしての役割や災害時における役割、食育*に資する役割等も期待されています。このことを踏まえ、複合的な視点を持ちながら市は農地を保全するための各種施策を引き続き推進します。あわせて、農産物を流通させるためのエネルギー消費や農産物に係る食品ロスといった緑分野以外の環境の視点も取り入れながら、農業の振興を図ります。



市内の生産緑地

生物多様性の重要性

Column

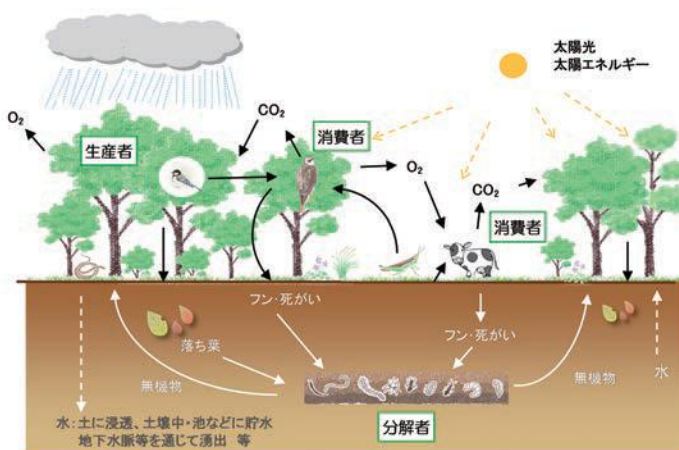
動物・植物・その他の全ての生きものは一つひとつ豊かな個性があり、互いに支え合って生きています。このように、「様々な生きものがつながっていること」を生物多様性と言います。

生物多様性は、私たち人間に様々な恵みをもたらしてくれます。例えば、私たちが口にする野菜一つとっても、様々な昆虫や微生物がつくる豊かな土壌に支えられていることがわかります。

市はこの生物多様性の重要性を念頭に、平成30(2018)年度、令和元(2019)年度の2カ年度で生物生息状況調査を行いました。調査には多数の市民の方にもご参加いただきました。



生物生息状況調査の様子



生きもののがつながりと循環のイメージ

環境方針4(都市環境)

環境に優しい都市基盤のリニューアルを推進します



都市空間が魅力的なものであるための要素として、良質な景観を創出することはもちろん、エネルギーやごみ、緑や水等、様々な意味において環境に優しいことが重要です。このため、道路や公園等のインフラ、学校等の公共施設が更新の時期を迎えていることも踏まえながら、都市基盤をさらに環境に優しいものへとリニューアルしていきます。

施策の方向性

① 環境に配慮した公共施設の建築、整備の推進

現在、多くの公共施設・都市基盤施設が更新時期を迎えています。このタイミングにおいて、まず建築物については、公共施設の環境配慮が民間の建築物に波及して持続可能なまちづくりにつながることを期待し、公共施設の環境配慮基準を設定したうえで、これに基づき施設整備を進めます。道路、公園等の建築物以外の公共施設については、引き続き緑の確保や雨水の浸透といった視点を持ちながら整備を進め、あわせてグリーンインフラ*の整備についても検討し、より一層の環境負荷の低減を図ります。

② 環境負荷の低い交通体系の構築

自動車や自転車、電車といった乗り物は、エネルギーや地球温暖化、大気汚染の領域に関わるものです。また、道路については、街路樹や透水性舗装*といった点で、緑と水の領域に関わってきます。このように、都市基盤を支える交通体系は環境と切り離して考えることはできません。このため、市は新型コロナウイルス感染症の影響による人々の移動のあり方の変化を念頭に、社会情勢や交通需要等をよく見極めながら、人も車も使いやすい道路空間の整備や渋滞緩和、二酸化炭素を排出しない乗り物である自転車の走行・駐輪環境の整備、クリーンなエネルギーを使用する自動車・地域公共交通の普及啓発・利用促進、街路樹の整備、透水性舗装の整備等の一連の交通体系を、安全・安心な交通環境はもちろん、総合的・複合的な視点をもって構築します。



自転車が走行しやすいよう整備された道

③ 環境を切り口とした住宅施策の展開

本市の用途地域は住居の指定が8割以上となっており、住宅都市としての性質があります。また、新型コロナウイルス感染症の影響によるテレワークの普及は、住宅の重要性がますます高まっていくことを示唆しています。これらのことを前提とすると、住宅を環境の切り口で捉えた施策は、環境に優しいまちづくりを推進していくうえで大きな柱になります。今後は、工

エネルギー施策の観点から、住宅の省エネ化、断熱化、低炭素化に関する施策や、住宅の廃棄物を抑制する観点から住宅の長期使用のための施策、景観向上及び住宅ストックの活用の観点から空き住宅対策等、様々な環境の切り口から住宅を捉えながら、関係部署や専門団体等と連携しながら各種施策を展開します。

④ まちと調和した景観、美観の向上

住宅街・商業施設・寺社・文化施設・自然環境等が調和した景観は、本市の魅力の一つになっています。そのような中で、大人も子どもも快適に過ごすことができる質の高い景観づくりが求められており、さらにシビックプライド*の醸成においても景観の重要性が増しています。これら維持、向上のために、平成29(2017)年に策定された「武蔵野市景観ガイドライン」*に基づき、既存の景観資源や地域特性を生かしながら、まちと調和した景観形成を進めます。あわせて、屋外広告物の規制のあり方の検討や無電柱化のさらなる推進を図ります。また、市民や市民団体、事業者等と連携しながら、路上喫煙・ポイ捨て対策、落書き対策等のまちの美化に関する施策を引き続き推進します。



成蹊学園のケヤキ並木



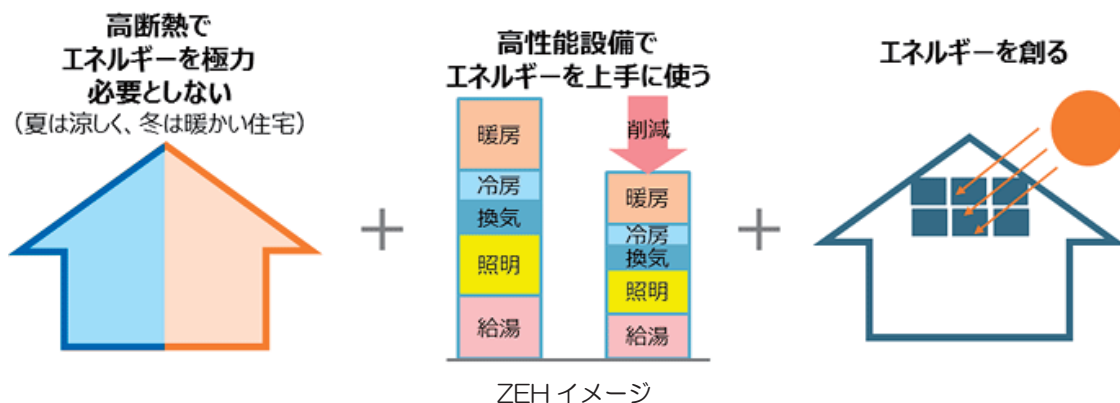
三鷹駅北口の喫煙場所として設置されたトレーラーハウス

ZEH (ゼッチ)

Column

ZEH (ゼッチ) とはネットゼロエネルギーハウス (Net Zero Energy House) の略で、外壁の断熱化や高効率な設備システムの導入、再生可能エネルギー設備等の組み合わせにより、年間のエネルギー消費量収支ゼロを目指した住宅です。

具体的には、HEMS (ホームエネルギーマネジメントシステム)*やLED照明の導入による「省エネ」、太陽光発電等による「創エネ」、さらに創エネ電力を必要な時に使うために蓄える蓄電池による「蓄エネ」をうまく組み合わせます。



出典：資源エネルギー庁ウェブサイト



安全・安心で快適なまちづくりのために、公害・災害対策を推進します

まちの安全さや快適さは様々な要素から構成されていますが、その一つに良質な環境があります。このため、市は高度経済成長期に顕在化した産業公害についてはもとより、近年増加している日常生活に起因する公害、いわゆる生活型公害やペット等に関する対策、そして気候変動に伴う災害への対策を総合的な視点をもって推進します。

施策の方向性

① 典型的な産業公害等への対応

市内には、公害の典型的な発生源としての事業所は少なく、事業活動においても周辺に公害を発生させないことが定着しつつありますが、建設工事関連の騒音や飲食店等に関する苦情・要望は、毎年一定程度市に寄せられています。今後とも、これらの公害発生を防ぐため、法令に基づく事業所への指導・勧告等を継続的に行いながら、「武蔵野市公害防止に関する条例」の改正等、時代に合致したルールづくりを検討します。あわせて、まちなかの臭気対策について、引き続き地域との連携や情報収集に努めながら、店舗への指導やビルピット*の改修費用の助成等を実施します。

② 生活型公害に関する啓発の推進

近年、人々のライフスタイルや価値観の変化を背景に、住宅や店舗等からの発生音、雑草の繁茂や樹木の越境、犬猫に関するトラブル等、典型7公害以外のいわゆる生活型公害の苦情・相談が多くなっています。さらに、新型コロナウイルスの感染拡大の影響でテレワークが普及し、人々が自宅で過ごす時間が増えるようになると、日常生活に係る苦情や相談も増えていく可能性があります。違法行為を除き、生活型公害の多くは当事者間での解決が原則で、また誰もが加害者になりうるという特徴があります。このことを念頭に、市は今後とも解決に向けて当事者に適切な助言を行うことはもちろん、トラブルの発生を防ぐための啓発を推進します。

③ 人と生きものの共生社会の実現と、適切な距離の確保

ペットを飼うことは人々の生活を豊かにしますが、しばしばペットに関するトラブルが起きたり、社会におけるペットの位置づけが議論されたりすることがあります。このため、従来からの愛護動物に関する啓発や飼い主のいない猫対策を継続的に実施するとともに、災害時のペット対策等、社会における愛護動物のあり方についても検討課題とし、関係機関と協力して取り組みます。一方で、ねずみ、ゴキブリ、スズメバチ、蚊といった人間に害をもたらすことがある生きものは、人との共生が難しいことから適切な距離を保つ必要があります。また、新型コロナウイルスは動物から人へ感染を広げていったとも言われているため、害獣・害虫とみな

されていない生きものについても、人との距離を考える必要があるかもしれません。このため、人と動物の本質的な共生のあり方を念頭に、今後も知見を有する関係機関と連携を図りながら、適切な方法で捕獲、駆除等の対応を行うとともに、市民等に注意喚起する啓発を行います。



市内で捕獲されたスズメバチ

④ 環境問題に起因する災害への対応

本市においては、環境問題に起因する災害として、地球温暖化を一因とする大型台風や局地的大雨等の風水害が挙げられます。このため、環境施策を災害対策の視点からも捉え、エネルギーの地産地消のさらなる展開や、被害軽減のための公共施設における雨水貯留・浸透施設の設置、透水性舗装の整備、民有地での雨水浸透施設等の設置の指導や助成制度のPR、緑の保全・創出等を推進します。また、大型台風や局地的大雨等の発生自体を抑制するための一助として、従来通り地球温暖化対策の緩和策もあわせて推進し、総合的な視点で市民の生命、財産を守ります。



雨水貯留・浸透施設設置工事の様子

地球温暖化対策の適応策

Column

地球温暖化については、世界的にその対策に取り組んでいるものの、温室効果ガスの排出量は引き続き増加傾向にあり、世界の平均気温も上昇しています。平成27(2015)年に採択されたパリ協定では、世界の気温上昇を産業革命前から2℃未満に抑えることが目標に定められ、これを受けて日本も具体的な施策を展開しています。

しかしながら、近年は地球温暖化を抑制する方策（緩和策）の限界を背景に、地球温暖化の中を豊かに生きる方策（適応策）が注目されています。つまり、台風の巨大化や海面上昇、植生の変化等、世界各地でこれまでに見られなかったような自然現象の中で、防災や経済、健康といった様々な視点から私たちの生活を変えていこうというものです。市では、例えば、局地的大雨に備えた雨水貯留・浸透施設の整備、熱中症予防のための「熱中症警戒アラート」等に取り組んでいます。


















地球温暖化対策のイメージ

出典：STOP THE 温暖化 2015（環境省）

(参考)

各環境方針とSDGsとの関係性

SDGsの目標		全ての環境方針に 共通する前提	環境方針 1	環境方針 2	環境方針 3	環境方針 4	環境方針 5
							
 3 すべての人に健康と福祉を	すべての人に健康と福祉を	●			●		●
 4 質の高い教育をみんなに	質の高い教育をみんなに	●			●		
 6 安全な水とトイレを世界中に	安全な水とトイレを世界中に	●	●		●		
 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	エネルギーをみんなに そしてクリーンに	●	●	●		●	
 11 住み続けられるまちづくりを	住み続けられるまちづくりを	●	●	●	●	●	●
 12 つくる責任 つかう責任	つくる責任 つかう責任	●		●			
 13 気候変動に具体的な対策を	気候変動に具体的な対策を	●	●		●	●	●
 14 海の豊かさを守ろう	海の豊かさを守ろう	●		●	●		
 15 陸の豊かさを守ろう	陸の豊かさを守ろう	●			●	●	●
 17 パートナーシップで 目標を達成しよう	パートナーシップで 目標を達成しよう	●	●	●	●	●	●

資料編

1	環境市民会議及び策定経過	46
2	環境施策のあゆみ	52
3	武蔵野市の環境に関するデータ	56
4	世界・国・東京都の動向	61
5	用語集	63

1 環境市民会議及び策定経過

環境市民会議は、「武蔵野市環境基本条例」第16条に基づく市の環境の保全に関する基本的事項を調査・審査するための常設の委員会です。市民・事業者・学識経験者等により構成されます。

■ 第11期武蔵野市環境市民会議

(任期：令和2(2020)年1月1日～令和3(2021)年12月31日)

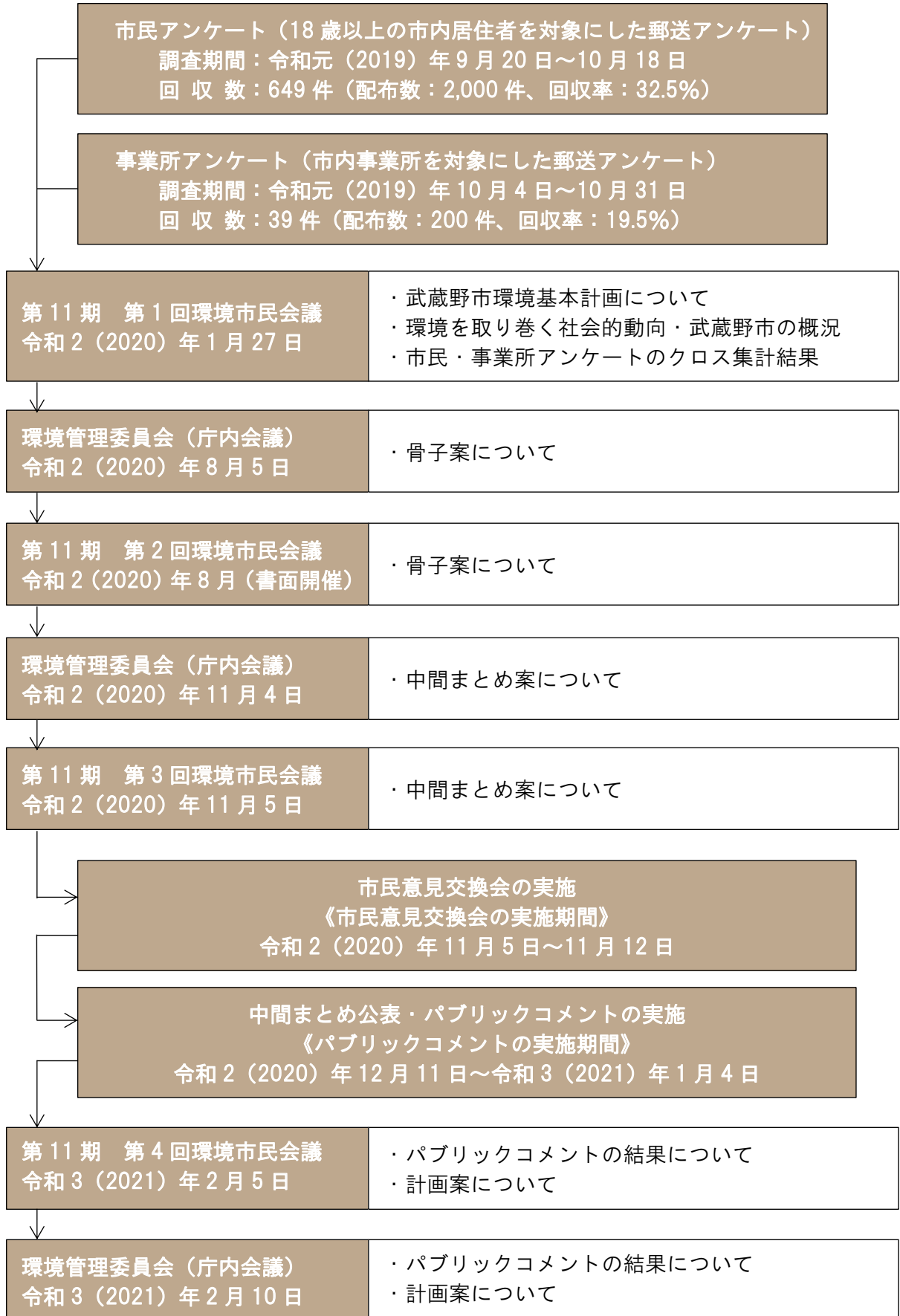
○ 第11期委員名簿

氏名	所属等
朝日 双葉	公募市民
麻生 明子	公募市民
新井 保志	武蔵野市立小中学校校長会
荘司 史朗	NTT 情報ネットワーク総合研究所
小川 隆申 (副委員長)	成蹊大学理工学部教授
小餅 憲一	クリーンむさしのを推進する会
鈴木 雅和 (委員長)	筑波大学芸術系名誉教授
千葉 百子	水の学校サポーター
白田 紀子	NPO 法人武蔵野自然塾
藤野 一	東京電力パワーグリッド株式会社
花俣 延博	武蔵野市商店会連合会
三吉 朋典	東京ガス株式会社
村上 明	公募市民
山本 富士雄	武蔵野商工会議所
荻野 芳明	武蔵野市環境部長

※敬称略

※令和3(2021)年3月31日時点

■ 策定経過



□ 市民意見交換会の結果

○ 実施概要

- (1)実施形態 オンラインで実施
(第13回むさしの環境フェスタHP内の投稿フォームで意見を投稿)
- (2)実施期間 令和2(2020)年11月5日(木曜日)～11月12日(木曜日)
- (3)参加者数 6名
- (4)意見件数 10件

○ 市民からのご意見と市の回答

※1-1～1-3は同一の方との連続した意見交換です。

※頁数は中間まとめ(案)時点のものです。

No.	ご意見	市の回答
1-1	1.計画の期間を10年としたのはなぜか？個人的には適当と思う。 2.「コロナは再エネに強い」旨があるが、出典は？ 3.基本理念は誰がどのように決定したか？分野を有機的につなげることに言及しているのがよい。	貴重なご意見、ありがとうございます。 1.環境問題は将来を長期的に見据える必要があるため、計画期間を10年間としました。 2.新聞の報道、および国の総合資源エネルギー調査会資料によります。 3.基本理念は、庁内会議と環境市民会議で議論してまいりました。
1-2	3.について、言い忘れたが、スマートシティの語句を外す旨も良いと思う。そもそもなぜ前回の計画でスマートシティという「不鮮明」な言葉を使ったのかよくわからないが。	ご意見ありがとうございます。 第四期環境基本計画において、「スマートシティ」とは環境に係る様々な情報や価値観等をネットワーク化することを通じてつくるまちの姿の意味で使用していましたが、現在「スマートシティ」は一般的にIoTの先端技術を用いてインフラ等を効率的に運営・管理する都市を表す用語として使われることが多くなってきています。市の環境基本計画の基本理念を正確に表現するため、武蔵野市第六期長期計画にもある「環境都市」という言葉を選びました。
1-3	スマートシティは個人的感覚としては以前からICT関連の用語だったように思う。とにかくスマートシティの推進は是とするが、スマートシティを環境セクションが所管する余地は一切なく、情報セクションが所管する以外にありえないと思う。	ご意見ありがとうございます。 スマートシティ及びICTに関しては、言葉の意味を的確に捉えながら、関係する部局で推進してまいります。

No.	ご意見	市の回答
2	地球温暖化で生物の棲み処が変わり、感染症を媒介することもある。コロナも関係している可能性がある。コロナはコキクガシラコウモリから人に感染したという説もある。	貴重なご意見ありがとうございます。 ご指摘の通り、地球温暖化による気候変動の影響で、亜熱帯の地域の生きものが日本に棲みつくようになり、その生きものが新しい感染症を媒介する可能性があります。本計画も新型コロナウイルスに限らず、気候変動と感染症の関係には注目しているところです。関連する箇所としては、気候変動の適応策については23頁、人と生きものの共生については40頁に記載しています。
3	武蔵野市のよいところは緑だと思う。これからも緑あふれるまちづくりをお願いしたい。私としては、個人宅の生垣等の緑を増やす指導を強化してほしい。また、エコreゾートの開館もうれしく思っており、少し遠いが、活用する。	ご意見ありがとうございます。 本計画の環境方針3で、緑や水など自然環境への取り組みについて記載しています。なお、個別計画である「武蔵野市緑の基本計画」にも緑化の推進が明記されています。 また、環境問題についてひとりひとりが問題意識を持ち、楽しく学べる場として「むさしのエコreゾート」での事業充実を図ってまいります。
4	具体的に政策のスケジュールや費用を明示しなければ計画とは言えない。	ご意見ありがとうございます。 環境基本計画は市の行う環境施策の大きな方向性を示すマスタープランですので、スケジュールや費用など具体的な表記は馴染まないと考えています。
5	黄砂が気になっている。黄砂は一時期に比べると落ち着いてきた印象だが、春になると車が汚れる。ただし、これは黄砂ではなく花粉であるという話もある。また昔より黄色が濃くなっているような気もする。いずれにせよ最近は一時期に比べて空気がきれいに感じる。	ご意見ありがとうございます。 市ではSPM(浮遊粒子状物質)の常時監視などの大気汚染へ適切に対応しています。根拠法令及び第五期武蔵野市環境基本計画の環境方針4や5を拠所に、引き続き大気汚染への適正な対応を継続してまいります。
6	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ袋が高すぎる。23区は無料である。色と丈夫さはよい。 ・ペットボトルの回収が2週間に1回は少なすぎる。まちなかにペットボトルゴミがあふれるのではないか。マイボトルを推奨されても、簡単なことではない。 ・ビン、缶も同様に回収頻度が少ない。家の中に空き缶ビールの山ができ、ゴキブリが繁殖している。 ・ごみ収集車はかわいい。 	ご意見ありがとうございます。 家庭ごみなどについては、市の個別計画である一般廃棄物処理基本計画に基づき施策を進めています。第五期武蔵野市環境基本計画では、環境方針2にてごみ減量を軸とした循環型社会の実現に向けた方向性を提示しています。

□ パブリックコメントの結果

○ 実施概要

- (1) 募集期間 令和 2 (2020) 年 12 月 11 日 (金曜日)
～令和 3 (2021) 年 1 月 4 日 (月曜日)
- (2) 提出者数 3 名
- (3) 意見件数 12 件

○ 市民からのご意見と対応等

※頁数は中間まとめ時点のものです。

No.	市民からのご意見	計画への対応等
1	新型コロナウイルス感染症や防災についても触れられており、環境基本計画が取り扱う範囲としては広すぎるのではないかと。他に個別計画があるのに環境基本計画は必要なのか。	昨今の情勢を踏まえ、新型コロナウイルス感染症等について触れていますが、本計画が本質的に取り扱う範囲は、4 頁の「3 計画の対象(2)分野」に記載のとおりです。 また、本計画は武蔵野市環境基本条例に基づき策定するもので、個別計画との関連を含むその位置付け等は 3 頁及び 5 頁に記載のとおりです。
2	16 頁の「進捗状況」にある、侵略的な外来種の例示にトウネズミモチを追加するべきではないかと。生物多様性基本方針には書かれている。	ご意見をふまえ、修正しました。 …④ミシシippアカミミガメ、ハクビシン、トウネズミモチといった侵略的な外来種や害獣・害虫も確認されました。
3	20 頁の水環境への配慮について、雨水浸透設備等が減少傾向にあるのはなぜか。55 頁の図表 29 にある、設置件数増加と矛盾している。	19 頁に追加したアンケート概要のとおり、アンケートの対象者は実施年度ごとに任意抽出されており、同一の回答者を追跡しているものではありません。また、図表 29 の設置助成対象者とアンケート対象者は一致しません。
4	21 頁のカーシェアリングとレンタサイクルについて、これらが環境にどのように影響するのかわからない。	仕組みの目的に関わらず、カーシェアリングは車の絶対数減少、レンタサイクルは自転車の利用促進に寄与すると考えられます。結果として、排気ガスや二酸化炭素排出量の削減等につながっていると考えられます。
5	21 頁のマイボトル・マイバッグの使用率について、職業・性別による違いはあるか。	家事専門のマイボトル・マイバッグ使用率が 65.2%と他の職業に比べ高くなっています。アンケート項目に性別を設けていないため、性別による使用率の比較はできません。

No.	市民からのご意見	計画への対応等
6	26 頁の「(3)コンパクトで創造的な環境施策が求められる」の記述について、市は再生可能エネルギー等の創出に積極的に取り組もうとしているわけだから、消極的に受け止められないよう、再生可能エネルギーや自然環境を創り出すために「多大な努力が必要である」旨や、「挑戦的な課題に取り組む」旨を追加してはどうか。	ご意見をふまえ、当該箇所の意図が正しく理解されるよう修正しました。 …例えばメガソーラーパネルの設置等による再生可能エネルギーの創出や大規模公園の新規整備等による自然環境の創出は難しく、これらは典型的な都市の特徴と言えます。
7	30 頁の基本理念について、「スマートシティ」ではなく「環境都市」を使うことは妥当なのか。	現代における「スマートシティ」の言葉の意味を的確にとらえ、より鮮明にするため、「環境都市」という言葉を基本理念に用いました。なお、本計画の上位計画である第六期長期計画にも「環境都市の実現を目指していく」と明記されています。
8	36 頁のプラスチック対策について、プラスチック製品使用抑制を謳いながら、市が会議等でペットボトル飲料を提供していることはないか。	「エコオフィスむさしの活動」に基づき、会議等で極力ペットボトルを使用しないようにする取り組みを実施しています。
9	38 頁の「武蔵野市らしい生物多様性」について、市内生物生息状況調査だけでなく、歴史的背景等も考慮すべきである。	ご意見をふまえ、修正しました。 38 頁① 今後は、これを参考としつつ武蔵野市生物多様性基本方針に基づき、広域的な視点や歴史的な視点が必要であることも踏まえながら、…
10	38 頁にある武蔵野市らしい生物多様性について、生物多様性の検討、維持、向上の推進には市民や市民団体の参画が必要なので、「市民・市民団体との協働によって」等の記載が必要ではないか。	ご意見をふまえ、修正しました。 …その維持・向上のための施策を関係課、市民、市民団体等との連携によって推進します。
11	38 頁にある「広域的な視点」について、多摩の森林に加え、東京西部の水と緑をつないだエコロジカルネットワークも重要である。	施策の具体的な実施にあたり、ご意見を参考にさせていただきます。
12	39 頁④の「ネットワーク」とは何を指すのか。	「ネットワーク」という言葉にわかりにくい部分があったため、修正しました。 39 頁④ 農地・農業を軸とした環境施策の推進

2 環境施策のあゆみ

年 度		世界や国の動き	武蔵野市の主な環境政策	
西暦	和暦	(○は世界)	条例や計画	事業や出来事
		1950年代～ 公害問題顕在化		
1967	昭 42	・公害対策基本法制定 ・大気汚染防止法制定		
1970	45	○ラムサール条約採択 ・内閣公害対策本部設置 ・水質汚濁防止法制定 ・廃棄物処理法制定	・市議会で「公害排除都市宣言」 ・公害*防止に関する条例制定	
1971	46	・環境庁発足	・公害防止協定書締結（市と商工 会議所会員） ・第一期長期計画策定	
1972	47	○国連人間環境会議でストック ホルム宣言（人間環境宣言） 採択 ○ワシントン条約採択（希少野 生生物取引規制） ・自然環境保全法制定		・むさしのジャンボリー開始
1973	48	・都市緑地保全法制定	・武蔵野市民緑の憲章制定	・武蔵野自然クラブ（昆虫教室・植物教室）発足
1977	52			・透水舗装事業開始 ・資源物分別収集（古紙類）開始 ・野鳥の森公園開園
1978	53			・資源物集団回収助成制度開始
1980	55	・ワシントン条約批准 ・ラムサール条約加入		
1982	57		・武蔵野市立公園条例制定	・長野県川上村に少年自然の村（現：自然の村） 開設
1983	58		・環境浄化に関する条例制定	
1984	59	○オゾン層保護のためのウィー ン条約採択		・武蔵野クリーンセンター完成
1986	61			・玉川上水清流復活* ・接道部緑化助成事業開始
1987	62	○オゾン層を破壊する物質に 関するモントリオール議定 書採択		・電気自動車の導入（環境庁指定第1号）
1988	63	○気候変動に関する政府間パネ ル（IPCC）*発足 ・ウィーン条約加入		・電気自動車の導入（環境庁指定第1号） ・千川上水清流復活
1991	平 3	・リサイクル法制定		・資源物拠点回収開始
1992	4	○国連環境開発会議（地球サミッ ト）でリオ・デ・ジャネイロ宣 言、アジェンダ 21、森林原則 声明を採択、気候変動枠組条約 や生物多様性条約等に署名 ・野生動植物種保存法制定		・資源物拠点回収開始
1993	5	・環境基本法制定		・電線類地中化事業開始
1994	6	・環境基本計画策定	・「大木・シンボルツリー2000 計画」策定	・関前公園（トンボ池を併設）開園 ・雨水浸透施設助成制度開始 ・市役所本庁舎への太陽光発電設備 （1.8kW）設置
1995	7	・容器包装リサイクル法制定 ・生物多様性国家戦略策定		・コミュニティバス「ムーバス」*（吉祥寺東循環） 運行開始 ・全市立小で「セカンドスクール」実施
1996	8		・雨水流出抑制施設設置要綱制定 ・武蔵野市緑の基本計画（むさし のリメイク）策定	・クリーンセンターのダイオキシン類対策工事 （平成12年まで）
1997	9	○京都議定書採択 ・環境影響評価法制定		・ムーバス2号路線（吉祥寺北西循環）運行開始 ・事業系ごみ全面有料化実施

年 度		世界や国の動き	武蔵野市の主な環境政策	
西暦	和暦	(○は世界)	条例や計画	事業や出来事
1998	10	・地球温暖化対策推進法制定 ・家電リサイクル法制定	・環境基本条例制定 ・一般廃棄物処理基本計画策定 ・仙川水辺環境整備基本計画（仙川リメイク）策定	・木の花小路公園開設、同公園が緑の都市賞を受賞 ・仙川水辺環境整備事業開始 ・ロシア連邦ハバロフスク地方への市民植林団派遣
1999	11	・ダイオキシン類対策特別措置法制定 ・化学物質排出把握管理促進法制定	・第一期環境基本計画策定 ・環境マネジメントシステム ISO14001 認証取得	・「そーらの家」に太陽光発電設備（3.3kW）設置 ・ムーバーク*設置
2000	12	・循環型社会形成推進基本法制定 ・リサイクル法改正・改題 ・食品リサイクル法制定 ・グリーン購入法制定 ・建設リサイクル法制定 ・第二次環境基本計画策定 ・環境省発足	・都市マスタープラン策定	・千川小にピオトープ*設置 ・関前南小に太陽光発電設備（30kW）設置 ・ムーバス3号路線(境南東/境南西循環)運行開始 ・第五小、境南小にピオトープ設置 ・駐輪場で自転車のレンタル開始 ・ごみ収集車に天然ガス車導入 ・生物生息状況調査報告書発行
2001	13	・新・生物多様性国家戦略策定	・第2次住宅マスタープラン策定	・市立商工会館に燃料電池（4.5kW）設置 ・本宿小に太陽光発電設備（30kW）設置 ・桜野小に太陽光発電設備（10kW）設置 ・市役所車庫棟に太陽光発電設備（30kW）設置 ・ムーバス4号路線(三鷹駅北西循環)運行開始 ・市民の森公園開園 ・第三小、本宿小にピオトープ設置 ・二俣尾武蔵野市民の森整備事業開始
2002	14	○持続可能な開発に関する世界首脳会議（リオ+10）でヨハネスブルグ宣言を採択 ・京都議定書批准 ・自動車リサイクル法制定 ・土壌汚染対策法制定 ・自然再生推進法制定 ・鳥獣保護法改正（生物多様性確保） ・土壌汚染対策法制定 ・循環型社会推進基本計画策定	・市役所地球温暖化対策実行計画策定	・住宅用太陽光発電設備設置助成制度開始 ・エコライフ体験機器の貸し出し事業開始 ・親子棚田体験事業開始 ・井之頭小に太陽光発電設備（30kW）設置 ・市民の森公園に太陽光発電設備（3kW）設置 ・第四小、井之頭小にピオトープ設置 ・人にやさしいみちづくり事業開始 ・公立保育園「涼」環境創出事業開始 ・耐震アドバイザー派遣制度開始 ・朝一番隊開始
2003	15	・環境教育推進法制定	・一般廃棄物処理基本計画調整計画策定 ・地球温暖化防止のための環境行動計画策定	・グリーンパートナー事業開始 ・家族長期自然体験事業開始 ・第四小に太陽光発電設備（30kW）設置 ・第一小、第二小、関前南小、桜野小にピオトープ設置 ・吉祥寺西公園開園
2004	16	○京都議定書発効 ・外来生物法制定 ・環境配慮促進法施行 ・景観法施行	・第四期基本構想・長期計画策定	・家庭ごみの有料化、戸別収集事業開始 ・奥多摩・武蔵野の森事業開始 ・大野田小に太陽光発電設備（20kW）、燃料電池（1kW）設置 ・ムーバス5号路線(境西循環)運行開始 ・吉祥寺北町公園、はなもみじ公園開園 ・喫煙マナーアップキャンペーン開始 ・打ち水大作戦の開始 ・保健センターにBEMS*を導入
2005	17	・京都議定書目標達成計画策定	・自転車等総合計画策定 ・都市計画公園・緑地の整備方針策定	・吉祥寺本町在宅介護支援センターに燃料電池（1kW）設置 ・境南小に太陽光発電設備（30kW）設置 ・境山野緑地開園 ・大野田小にピオトープ設置（小学校全校に設置完了） ・むさしの自然観察園（北町ピオトープ）開園 ・ムーバス5号路線(武蔵境/東小金井線)運行開始 ・クリーンセンター、地球温暖化対策計画策定
2006	18	・第三次環境基本計画策定	・第二期環境基本計画策定 ・農業振興基本計画策定 ・吉祥寺グランドデザイン策定	・第三小に太陽光発電設備（30kW）設置 ・農業ふれあい公園開園 ・市役所本庁舎車庫棟の一部を屋上緑化

年 度		世界や国の動き	武蔵野市の主な環境政策	
西暦	和暦	(○は世界)	条例や計画	事業や出来事
2007	19	<ul style="list-style-type: none"> ・ 21 世紀環境立国戦略策定 ・ 第三次生物多様性国家戦略策定 ・ 第二次循環型社会形成推進基本計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第四期長期計画・調整計画策定 ・ 一般廃棄物処理基本計画改定 ・ 善福寺川排水区総合浸水対策緊急計画緊急計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市役所本庁舎西棟完成、使用開始 ・ 第五小に太陽光発電設備（30kW）設置 ・ 第一小校庭の一部（334㎡）、第三中の一部（504㎡）を芝生化 ・ 新エネルギー、省エネルギー機器設置助成制度開始 ・ ごみ減量資源化推進事業者（ECO パートナー）認定表彰制度の開始 ・ 剪定枝葉等の堆肥化の開始 ・ 武蔵野ごみニュースの発行 ・ 井之頭小に雨水貯留浸透施設を設置（500㎡） ・ 第四中に雨水貯留浸透施設を設置（600㎡） ・ ムーバス 6 号路線（吉祥寺/三鷹線）、7 号路線（三鷹/武蔵境線）運行開始
2008	20	<ul style="list-style-type: none"> ○ 京都議定書第一約束期間開始 ・ 生物多様性基本法制定 ・ 低炭素社会づくり行動計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ まちづくり条例制定 ・ 第二期環境基本計画（改定版）策定 ・ 第二次市役所地球温暖化対策実行計画（改定版）策定 ・ 下水道総合計画策定 ・ 緑の基本計画 2008 策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一小に太陽光発電設備（30kW）設置 ・ F&F ビルへのドライミスト装置の設置助成 ・ 二酸化炭素排出削減行動助成制度開始 ・ 第 1 回むさしの環境フェスタの開催 ・ レジ袋削減キャンペーンの実施 ・ 境冒險遊び場公園開園 ・ 本宿小に雨水貯留浸透施設を設置（500㎡） ・ 大野田小に雨水貯留浸透施設を設置（450㎡） ・ 関前南小に雨水貯留浸透施設を設置（500㎡）
2009	21	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生物多様性国家戦略 2010 策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武蔵野市解体工事等を行う工事業者等に対する指導の基準等に関する要綱制定 ・ 新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設設計画「市の基本的な考え方」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第二小に太陽光発電設備（30kW）設置 ・ 桜野小に太陽光発電設備（10kW）設置（寄贈受入） ・ 第三小校庭の一部（455㎡）を芝生化 ・ 太陽光発電支援モデル事業の試行 ・ 事業者向け省エネルギー設備導入資金の融資あっせん制度開始 ・ 中央通りさくら並木公園の開園 ・ 第三中に雨水貯留浸透施設を設置（600㎡） ・ 第五中に雨水貯留浸透施設を設置（800㎡）
2010	22	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第 10 回生物多様性条約締約国会議で愛知目標及び名古屋議定書を採択 ・ 生物多様性地域連携促進法制定（2011 年 3 月 11 日 東日本大震災発生） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 千川上水整備基本計画の策定 ・ 公園・緑地リニューアル計画策定 ・ 第三次住宅マスタープラン策定 ・ 農業振興基本計画の改定 ・ 地域公共交通総合連携計画策定 ・ 景観整備路線事業計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第六中に太陽光発電設備（30kW）設置 ・ 原発事故情報窓口の開設 ・ 第五小に雨水貯留浸透施設を設置（500㎡）
2011	23		<ul style="list-style-type: none"> ・ 雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例制定 ・ 第三期環境基本計画策定 ・ 新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設基本計画策定 ・ 都市計画公園・緑地の整備方針改定 ・ 都市計画マスタープラン（2011）策定 ・ バリアフリー*基本構想策定 ・ 自転車等総合計画改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第二中に太陽光発電設備（30kW）設置 ・ 吉祥寺南コミュニティセンターに太陽光発電設備（5kW）設置 ・ 市内で空間放射線量測定開始、放射線測定機器の貸出開始 ・ むさしのエコボの開始 ・ 小型家電製品マテリアル回収の開始 ・ 境南ふれあい広場公園開園 ・ 境南中央公園開園 ・ 第一小に雨水貯留浸透施設を設置（500㎡）
2012	24	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国連持続可能な開発会議（リオ+20）開催 ○ 京都議定書第一約束期間終了 ・ 小型家電リサイクル法制定 ・ 第四次環境基本計画策定 ・ 生物多様性国家戦略 2012 策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第五期長期計画・調整計画策定 ・ 下水道長寿命化計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第五中に太陽光発電設備（30kW）設置 ・ 吉祥寺南コミュニティセンターに太陽光発電設備（5kW）設置（寄贈受入） ・ 八幡町コミュニティセンターに太陽光発電設備（5kW）設置 ・ 新たなエネルギー活用検討事業の実施 ・ 吉祥寺東町四丁目合流式下水道改善*施設設置 ・ 第三小に雨水貯留浸透施設を設置（500㎡）
2013	25	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雨水の利用の推進に関する法律制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第三次市役所地球温暖化対策実行計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一中に太陽光発電設備（30kW）設置 ・ 中央図書館に BEMS を導入 ・ 多様な資源の効率的利用モデル検討実施 ・ 第一中に雨水貯留浸透施設を設置（600㎡）

年 度		世界や国の動き	武蔵野市の主な環境政策	
西暦	和暦	(○は世界)	条例や計画	事業や出来事
2014	26	<ul style="list-style-type: none"> ○気候変動に関する政府間パネル(IPCC) 第五次評価報告書公表 ○生物多様性条約第12回締約国会議開催 ○地球規模生物多様性概況第4版公表 <ul style="list-style-type: none"> ・水循環基本法制定 ・エネルギー基本計画策定 ・外来種被害防止行動計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道総合計画(2014)改定 ・一般廃棄物処理基本計画改定 ・第四次子どもプラン武蔵野策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・第三中に太陽光発電設備(30kW)設置 ・市域のエネルギー需要削減手法検証事業実施 ・水環境連続講座「水の学校」の開校 ・吉祥寺東町一丁目合流式下水道改善施設設置 ・吉祥寺北町一丁目雨水貯留施設設置 ・吉祥寺東町ふれあい公園開園 ・北町保育園園庭地下に雨水貯留施設を設置 ・神田川排水区合流式下水道改善施設設置
2015	27	<ul style="list-style-type: none"> ○国連気候変動枠組条約第21回締約国会議開催 ○パリ協定採択 ○海洋ごみ問題に対処するためのG7行動計画合意 <ul style="list-style-type: none"> ・日本の約束草案提出 ・気候変動の影響への適応計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・第四期環境基本計画策定 ・自転車等総合計画改定 ・武蔵野市地域防災計画改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・第四中に太陽光発電設備(30kW)設置 ・「水の学校」が循環のみち下水道賞を受賞 ・第二小に雨水貯留浸透施設を設置(500㎡)
2016	28	<ul style="list-style-type: none"> ○国連気候変動枠組条約第22回締約国会議開催 ○生物多様性条約第13回締約国会議開催 <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ISO14001 認証取得返上 ・武蔵野市公共施設等総合管理計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・中央図書館に太陽光発電設備(10kW)設置 ・自然観察園に温度差利用設備(地中熱)設置 ・武蔵野油田事業開始 ・景観整備路線事業計画(第2次)策定 ・うさぎ山公園に雨水貯留浸透施設を設置(90㎡) ・第六中に雨水貯留浸透施設を設置(400㎡)
2017	29	<ul style="list-style-type: none"> ○国連気候変動枠組条約第23回締約国会議開催 <ul style="list-style-type: none"> ・名古屋議定書締結 	<ul style="list-style-type: none"> ・武蔵野市環境マネジメントシステム開始 ・武蔵野市生物多様性基本方針策定 ・武蔵野市建築物環境配慮指針策定 ・武蔵野市地球温暖化対策地域プラン策定 ・第四次武蔵野市役所地球温暖化対策実行計画策定 ・武蔵野市道路総合管理計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・市制70周年事業として第10回環境フェスタと青空市を同時開催 ・(二代目)武蔵野クリーンセンター本格稼働開始(廃棄物エネルギーによるごみ発電開始) ・千川小に雨水貯留浸透施設を設置(400㎡)
2018	30	<ul style="list-style-type: none"> ○国連気候変動枠組条約第24回締約国会議開催 ○1.5℃特別報告書公表 ○生物多様性条約第14回締約国会議開催 <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動適応法制定 ・第五次環境基本計画策定 ・気候変動適応計画策定 ・第四次循環型社会形成推進基本計画策定 ・森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律成立 	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道総合計画(2018)改定 ・武蔵野市緑の基本計画2019改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・武蔵野市エネルギー地産地消プロジェクト開始(平成30年度～令和2年度の3か年事業) ・市内の生物生息状況調査実施(平成30年度～令和2年度の2か年事業) ・市役所本庁舎車庫棟に電気自動車用充電器設置 ・「二俣尾・武蔵野市民の森事業」と「奥多摩武蔵野の森事業」が、第42回全国育樹祭にて、て「森林整備・森林保全部門」の功労者と「国土緑化推進機構会長賞」として表彰
2019	令和	<ul style="list-style-type: none"> ○生物多様性と生態系サービスに関する地球規模アセスメント報告書(政策決定者向け要約)公表 ○大阪ブルー・オーシャン・ビジョン共有 <ul style="list-style-type: none"> ・パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定 ・プラスチック資源循環戦略策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・武蔵野市一般廃棄物処理基本計画策定 ・公園・緑地リニューアル計画2020策定 ・仙川水辺環境整備基本計画(仙川リメイク)の評価と今後の方向性について策定 ・雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例全部改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域創生SDGs官民連携プラットフォーム参加 ・(二代目)武蔵野クリーンセンター管理棟完成 ・境南小に雨水貯留浸透施設を設置(400㎡)
2020	2	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症パンデミック ・プラスチック製レジ袋の有料化 	<ul style="list-style-type: none"> ・武蔵野市第六期長期計画策定 ・都市計画公園・緑地の整備方針改定 ・自転車等総合計画改定 ・地域公共交通網形成計画策定 ・公共工作物等における多摩産材等利用促進方針の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・むさしのエコreゾート開館 ・第13回むさしの環境フェスタをオンラインで開催 ・吉祥寺東町農業公園開園

3 武蔵野市の環境に関するデータ

■ 公共施設への太陽光発電システムの設置状況

図表 24 公共施設への太陽光発電システムの設置状況

	設置場所	容量(kW)	設置時期	自立運転機能
1	市庁舎車庫棟屋上	1.8	平成 6(1994)年 4月	○
2	千川小学校校舎屋上	0.08	平成 7(1995)年 3月	
3	テンミリオンハウスそ~らの家	3.3	平成12(2000)年 3月	
4	関前南小学校校舎屋上	30	平成12(2000)年12月	○
5	0123 はらっぱ	20	平成13(2001)年 3月	
6	市庁舎車庫棟屋上	30	平成14(2002)年 3月	○
7	本宿小学校校舎屋上	30	平成14(2002)年 3月	○
8	桜野小学校体育館屋上	10	平成14(2002)年 3月	
9	市民の森公園	3	平成14(2002)年12月	
10	井之頭小学校校舎屋上	30	平成15(2003)年 3月	○
11	第四小学校校舎屋上	30	平成16(2004)年 3月	○
12	大野田小学校校舎屋上	20	平成17(2005)年 3月	
13	境南小学校東校舎屋上	30	平成18(2006)年 3月	
14	第三小学校校舎屋上	30	平成19(2007)年 3月	
15	第五小学校校舎屋上	30	平成20(2008)年 3月	
16	市営北町第1住宅壁面	3.8	平成20(2008)年 3月	
17	第一小学校校舎屋上	30	平成21(2009)年 3月	
18	市営桜堤住宅屋上	5.86	平成21(2009)年12月	
19	第二小学校校舎屋上	30	平成22(2010)年 3月	
20	桜野小学校校舎屋上〔寄贈〕	10	平成22(2010)年 3月	
21	第六中学校校舎屋上	30	平成23(2011)年 3月	
22	第二中学校校舎屋上	30	平成24(2012)年 3月	
23	吉祥寺南町コミュニティセンター屋上	5	平成24(2012)年 3月	
24	第五中学校校舎屋上	30	平成24(2012)年10月	○
25	八幡町コミュニティセンター屋上	5	平成24(2012)年12月	
26	吉祥寺南町コミュニティセンター屋上〔寄贈〕	5.58	平成25(2013)年 3月	
27	第一中学校校舎屋上	30	平成26(2014)年 2月	○
28	第三中学校校舎屋上	30	平成27(2015)年 3月	○
29	第四中学校校舎屋上	30	平成28(2016)年 3月	○
30	中央図書館屋上	10	平成29(2017)年 1月	○
31	クリーンセンター屋上	10	平成29(2017)年 3月	○
32	むさしのエコreゾート屋上	10	令和 2(2020)年 3月	○
総容量		603.42		

武蔵野市の環境保全から作成

■ 雨水貯留・浸透施設の設置状況

図表 25 雨水貯留・浸透施設の設置状況

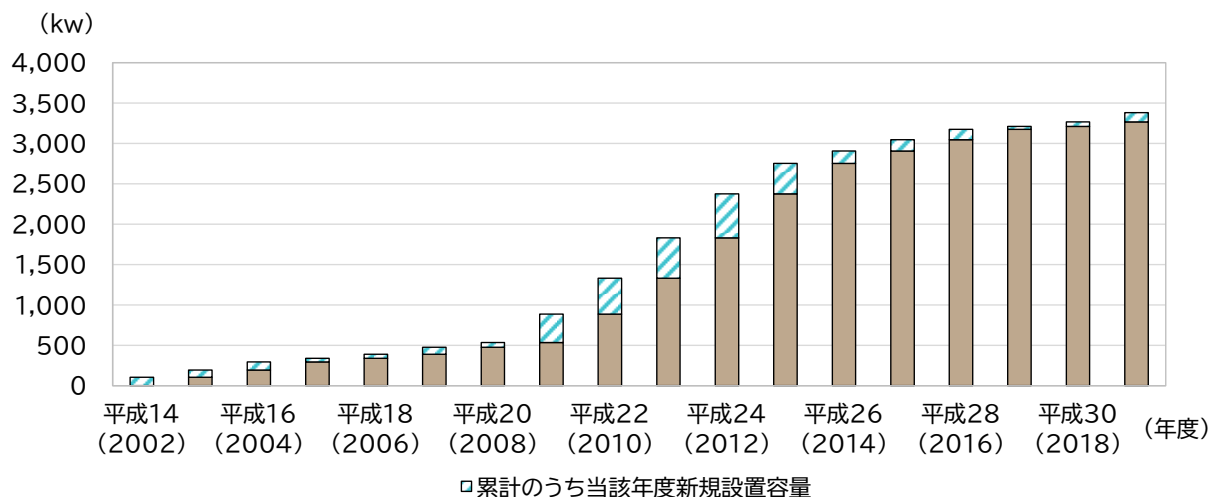
設置場所	貯留量(m ³)	設置年度
青葉公園	200	平成 17(2005)
第四小学校	500	平成 18(2006)
井之頭小学校	500	平成 19(2007)
第四中学校	600	平成 19(2007)
本宿小学校	500	平成 20(2008)
大野田小学校	450	平成 20(2008)
関前南小学校	500	平成 20(2008)
第三中学校	600	平成 21(2009)
第五中学校	800	平成 21(2009)
第五小学校	500	平成 22(2010)
第一小学校	500	平成 23(2011)
第三小学校	500	平成 24(2012)
第一中学校	600	平成 25(2013)
第二小学校	500	平成 27(2015)
うさぎ山公園	90	平成 28(2016)
第六中学校	400	平成 28(2016)
千川小学校	400	平成 29(2017)
境南小学校	400	令和 元(2019)

※上記以外にも浸水被害のおそれがある地域の道路や公園等の下に、雨水貯留・浸透施設を設置している

武蔵野市の環境保全から作成

■ 住宅の太陽光発電システムの設置容量の推移

図表 26 住宅の太陽光発電システムの設置容量の推移



※住宅用太陽光発電設備の設置に対する助成に対して申請のあった設置容量による
 ※平成 13 (2001) 年度以前は含まない

武蔵野市地域生活環境指標 (平成 30 (2018) 年版) 及び
 令和元 (2019) 年度版武蔵野市の環境保全から作成

■ 地下水調査結果経年変化

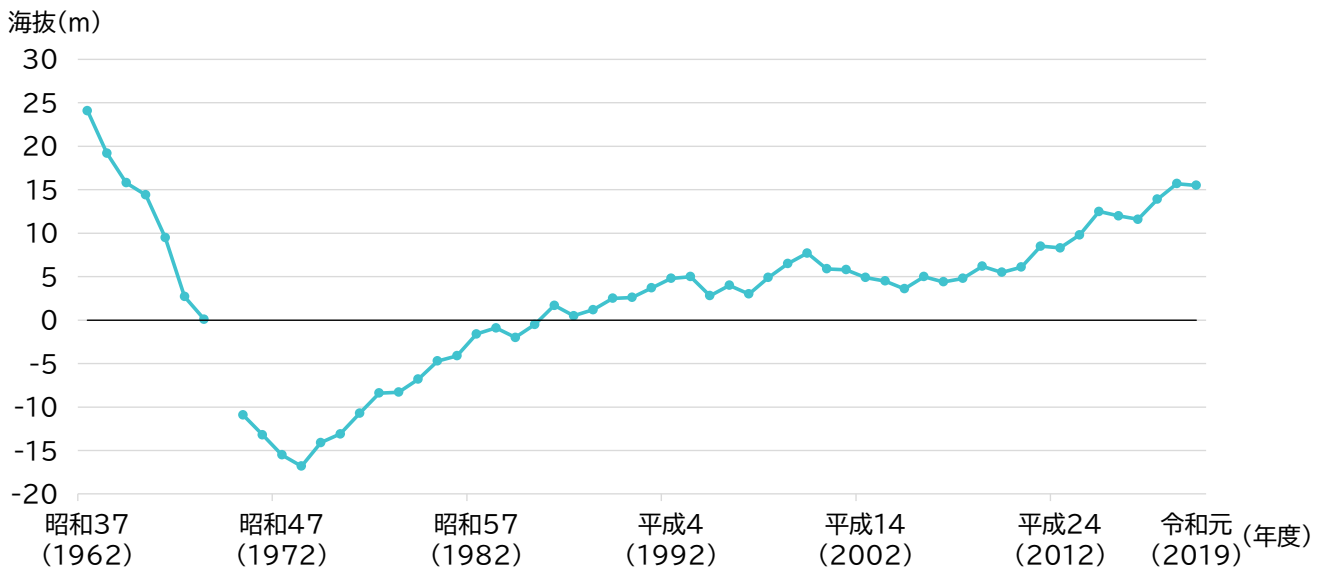
図表 27 地下水調査結果経年変化

年度	調査地点数	地下水環境基準超過地点数(超過率)		
		トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン
平成 22(2010)	91	0 (0%)	31 (34%)	0 (0%)
平成 23(2011)	87	0 (0%)	14 (16%)	0 (0%)
平成 24(2012)	75	0 (0%)	27 (36%)	0 (0%)
平成 25(2013)	72	0 (0%)	21 (29%)	0 (0%)
平成 26(2014)	75	0 (0%)	5 (7%)	0 (0%)
平成 27(2015)	74	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
平成 28(2016)	66	0 (0%)	4 (6%)	0 (0%)
平成 29(2017)	59	0 (0%)	1 (2%)	0 (0%)
平成 30(2018)	55	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
令和 元(2019)	54	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)

地下水調査（東京都及び武蔵野市実施）から作成

■ 地下水の自然水位の推移

図表 28 地下水の自然水位の推移



※水源井戸の地盤高（全井戸平均）59.6m

※昭和 44（1969）年度については、調査 1 か所のため平均自然水位は表記していない。

令和元（2019）年度水道事業年報（武蔵野市）から作成

■ 雨水浸透施設の設置助成

図表 29 雨水浸透施設の設置助成

年度	平成 18 (2006)	平成 19 (2007)	平成 20 (2008)	平成 21 (2009)	平成 22 (2010)	平成 23 (2011)	平成 24 (2012)
年度別助成金 申請件数	3 件	11 件	26 件	19 件	13 件	45 件	64 件
浸透ます	25 個	53 個	102 個	71 個	57 個	184 個	270 個
浸透トレンチ	27.0m	26.5m	173.4m	57.2m	0.0m	37.0m	16.0m

年度	平成 25 (2013)	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	令和元 (2019)
年度別助成金 申請件数	29 件	37 件	14 件	97 件	74 件	67 件	74 件
浸透ます	103 個	215 個	65 個	407 個	386 個	335 個	430 個
浸透トレンチ	0.0m	47.0m	8.7m	7.2m	69.5m	98.7m	33.9m

※浸透トレンチ＝掘削した溝に砕石で充填し、この中に、溜めます等のます類と連結した透水性の管（有孔管、多孔管等をいう）を敷設し、雨水を導き、トレンチ内の充填砕石の側面及び底面から不飽和帯を通して地中へ浸透させる施設

事務報告書（武蔵野市）から作成

■ 水道水源

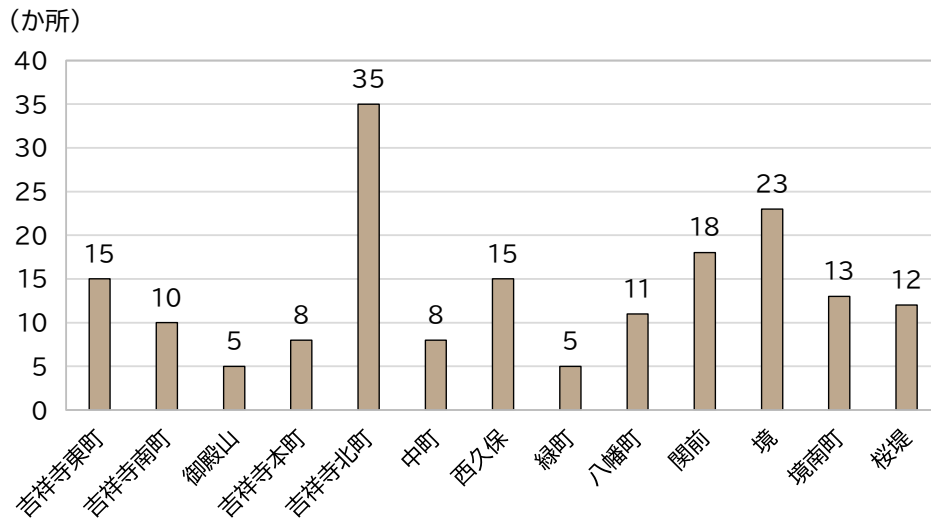
図表 30 水道水源



武蔵野市地域生活環境指標（平成 30（2018）年版）から作成

■ 町別公園設置数

図表 31 町別公園設置数



※グリーンパーク緑地は八幡町に、仙川緑地は桜堤に計上

統計でみる武蔵野市 令和元（2019）年度版から作成

■ 接道部緑化助成実績

図表 32 接道部緑化助成実績

年度	植栽					緑化に伴うブロック 塀等撤去(m ²)
	生垣(m)	高木(本)	中木(本)	低木(本)	地被類(m ²)	
平成 19(2007)	43	18	31	163	14	61
平成 20(2008)	68	14	33	233	73	32
平成 21(2009)	85	18	138	541	1	94
平成 22(2010)	47	13	21	212	48	45
平成 23(2011)	156	28	42	245	28	181
平成 24(2012)	65	15	39	182	8	76
平成 25(2013)	44	9	66	136	1	25
平成 26(2014)	132	17	47	133	32	72
平成 27(2015)	38	11	40	30	4	30
平成 28(2016)	54	17	19	70	8	34
平成 29(2017)	34	19	40	127	15	0
平成 30(2018)	25	0	4	15	2	66
令和 元(2019)	0	9	23	48	27	0

武蔵野市の環境保全から作成

4 世界・国・東京都の動向

(1) 世界の動向

持続可能な開発目標 (SDGs)

「持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)」とは、平成 27(2015)年 9 月の国連サミットで採択された令和 12 (2030) 年までの国際目標で、社会、経済、環境を不可分なものと捉えながら、持続可能な世界を実現するための 17 の目標・169 のターゲットから構成されています。

環境面では、エネルギー利用、持続可能な消費と生産、気候変動への適応、生物多様性の保全などの目標が設定されています。これらの目標の達成に向け、政府のみならず、地方自治体や企業、団体、市民が協力・連携することが期待されています。

パリ協定

平成 27(2015)年 11 月～12 月の国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)で、「パリ協定」が採択されました。協定では、産業革命前からの世界の平均気温上昇を 2°C より十分低く保つとともに、1.5°C に抑える努力を追求するために、今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出量を正味ゼロとすることを規定しています。各国はこれに向けて 5 年ごとの削減目標を設定する必要があります。

生物多様性戦略計画 2011-2020 及び愛知目標

平成 22 (2010) 年 10 月に名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)で、「生物多様性戦略計画 2011-2020 及び愛知目標」が採択されました。同目標を達成するために、各国は「効果的かつ緊急な行動」を実施することが求められています。

(2) 国の動向

第五次環境基本計画

平成 30 (2018) 年 4 月に、「第五次環境基本計画」が閣議決定されました。本計画は、「SDGs」、「パリ協定」の採択後に初めて策定された環境基本計画です。

本計画では、SDGs の考え方も活用して分野横断的な 6 つの「重点戦略」を設定し、環境施策による経済社会システム、ライフスタイル、技術等のあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現するとしています。その中で、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を示し、地域毎に自立・分散型の社会を形成し、地域の特性に応じて資源を補完し、支え合う取組を推進しています。

地球温暖化対策計画

平成 27（2015）年 12 月に採択された「パリ協定」や同年 7 月に国連に提出された「日本の約束草案」を踏まえ、平成 28（2016）年 5 月に「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。その中では、温室効果ガス排出量を令和 12（2030）年度に平成 25（2013）年度比で 26.0%削減するという中期目標の達成に向けて着実に取り組むことや、長期的目標として令和 32（2050）年までに 80%削減を目指すこと等が盛り込まれました。

気候変動適応法及び気候変動適応計画

平成 27（2015）年 11 月に「気候変動の影響への適応計画」が閣議決定され、また平成 30（2018）年 6 月には「気候変動適応法」が成立し、同年 12 月に施行されるとともに、同法に基づいた「気候変動適応計画」が閣議決定されました。

この一連の動きにより気候変動適応策の推進が加速していくものと考えられます。

生物多様性国家戦略 2012-2020

「生物多様性戦略計画 2011-2020 及び愛知目標」を踏まえ、平成 24（2012）年 9 月に「生物多様性国家戦略 2012-2020」が閣議決定されました。令和 32（2050）年までの長期目標と令和 2（2020）年までの短期目標に分かれています。

(3) 東京都の動向

東京都環境基本計画 2016

平成 28（2016）年 3 月に、「東京都環境基本計画 2016」が策定され、「世界一の環境先進都市・東京」が掲げられました。気候変動への対策については、令和 12（2030）年までに平成 12（2000）年比で温室効果ガス排出量を 30%削減、エネルギー消費量を 38%削減し、再生可能エネルギーによる電力利用割合を 30%程度にすることなどが示されています。

ゼロエミッション東京戦略

令和元（2019）年 12 月に、「ゼロエミッション東京戦略」が策定されました。本戦略では、あらゆる分野の取り組みを強化しながら、令和 32（2050）年までに二酸化炭素排出を実質ゼロにするためのロードマップが示されています。また、同戦略の政策の個別計画として、「東京都気候変動適応方針」が策定され、5 つの基本戦略により適応策についても動きを加速させています。

緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～

平成 24（2012）年 5 月に、「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」が策定されました。同戦略は、「まもる」、「つくる」、「利用する」という 3 つ視点からなる目標と施策によって、緑施策によって目指すべき東京の将来像を示しています。

5 用語集

ここに掲載した用語は、本文中に*印を付けています。

用語	用語の説明
アルファベット	
DBO 方式	Design Build Operate の略で、公共が資金を調達し、設計（Design）、建設（Build）、運営（Operate）を民間に委託する方式のこと。公共が施設を所有しつつ、民間活力の導入を図れるという特徴がある。
EMS （BEMS・ CEMS・ HEMS）	Energy Management System の略語で、エネルギー管理システムのこと。エネルギーの需要と供給について、モニター（見える化）とコントロール（制御）を行い、効率性の高いエネルギー利用を図る。BEMS（Building Energy Management System）はビル、CEMS（Community Energy Management System）は地域全体、HEMS（Home Energy Management System）は住宅のシステム。
EMS （環境マネジ メントシステ ム）	事業者が環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標等を自ら設定・実行し、その実行状況を点検し、必要に応じて見直しを行いながら、達成に向けて取り組んでいく一連の手続きのこと。武蔵野市では、平成 29（2017）年度から武蔵野市環境マネジメントシステムを運用している。
ISO14001	ISO（国際標準化機構）は、世界共通規格・基準の設定を行う国際機関で各国の規格標準化団体の集合体。ISO14001 は、環境に配慮した経営についての規定（環境マネジメントシステム）に対する規格。
PM2.5	大気中に浮遊している直径が 2.5 μm 以下の超微粒子のこと。大気汚染の原因物質の一つである。
PPS	Power Producer and Supplier の略で、一般電気事業者以外で、大口需要家に対し電気の供給を行う事業または事業者のこと。
Society 5.0	狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会のこと。これまでの情報社会（Society 4.0）では知識や情報が共有されず、分野横断的な連携が不十分という問題があった。Society 5.0 では、IoT（モノのインターネット）で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、様々な課題や困難を克服することが期待される。
ア行	
打ち水	水が蒸発する際に、周辺の熱を奪う原理を利用して涼しさを感じるために、屋外で水をまくこと。打ち水には、雨水やお風呂の残り湯等を利用する。武蔵野市では、平成 16（2004）年度からヒートアイランド対策や水の有効な再利用への意識啓発として実施している。
エネルギー地産 地消プロジェク ト	武蔵野クリーンセンターのごみ発電を核として、周辺の公共施設等を連携させ、地域全体でエネルギーを融通するプロジェクト。創エネ、蓄エネ、省エネを組み合わせ、スマートにエネルギーの需要・供給の最適な運用を図ることで、地域全体の二酸化炭素排出量の削減を目指す。
屋外広告物	常時又は一定の期間継続して、屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものを指す。

用語	用語の説明
ア行	
温室効果ガス (Greenhouse Gas)	大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称。気温を保持し、地球の生物が生存するために不可欠なものであるが、地球温暖化の要因ともなっている。現在の気温保持への寄与率は、水蒸気が約 6 割、二酸化炭素が約 4 割、その他のガスが約 1 割である。
カ行	
環境負荷	人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。
環境マネジメントシステム (EMS)	P.6「EMS（環境マネジメントシステム）」を参照のこと。
気候変動に関する政府間パネル (IPCC)	人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、昭和 63（1988）年に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された組織。平成 2（1990）年以降、第 1 次から第 5 次までの評価報告書を公表しており、現在、第 6 次評価報告書の公表（令和 4（2022）年を予定）に向けて作業が行われている。
気候変動の緩和策・適応策	気候変動を抑制するための温室効果ガスの排出削減と吸収の対策を「緩和策」という。これに対し、既に起こりつつある気候変動影響を軽減するための対策を「適応策」と言う。「適応策」は、影響の軽減をはじめ、リスクの回避や分散、需要と機会の利用を踏まえた対策のことで、渇水対策や新種の農作物の開発、熱中症の早期警告、インフラ整備などが挙げられる。
クールチョイス	令和 12（2030）年度に温室効果ガスの排出量を平成 25（2013）年度比で 26%削減するという国の目標達成のため、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていこうという取組。
グリーンインフラ	自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力あるまちづくりや地域づくりを進める取組みや考え方。本市の取組みとして、公園・街路・屋上等の緑化や、水循環・雨水流出抑制等のための貯留や浸透などがある。
グリーンパートナー制度	武蔵野市では、製品やサービスの製造・提供等の過程で、できるだけ環境に負荷を与えない活動を行う事業者をグリーンパートナーとして登録し、環境講座などの案内や各種環境情報の提供を行っている。
景観ガイドライン	今後の景観まちづくりの具体的な方針を共有し、市の魅力を一層高める景観形成を推進するため、武蔵野市が平成 29（2017）年に策定したガイドライン。
公共施設等総合管理計画	地方公共団体が所有する全ての公共施設等を対象に、地域の実情に応じて、総合的かつ計画的に管理する計画。武蔵野市では、平成 29（2017）年に策定した。

用語	用語の説明
力行	
コージェネレーション	電力とともに、発電で発生した排熱を利用して冷暖房や給湯等に利用する熱エネルギーも活用する仕組み。略してコジェネともいう。総合エネルギー効率が高く、自家発電の場合には送電のロスが少ない等の特徴がある。
合流式下水道改善（合流改善）	合流式下水道では、一定量以上の降雨時に未処理下水の一部がそのまま放流されるため、公衆衛生・水質保全・景観上の観点から問題があることから、下水道施設の改造等により、これを改善すること。
ごみ発電	ごみ焼却時に発生する熱エネルギーをボイラーで回収し、蒸気を発生させてタービンを回して行う発電方式。
サ行	
再生可能エネルギー	石油や石炭、天然ガス、原子力等の有限と考えられる枯渇性エネルギーに対して、太陽エネルギー、風水力、バイオマス（持続可能な範囲で利用する場合）、地熱、雪氷熱、潮波力等、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーをいう。
自己託送	自家発電設備で発電した電気を、発電設備所有者が所有する別の場所（工場など）で消費できるように、一般電気事業者の送配電ネットワークを利用できるサービスのこと。
シビックプライド	都市に対する市民の誇りや愛着を示す言葉。日本語の「郷土愛」に似ているが、思いだけにとどまらず、その都市の課題解決や活性化といった、具体的な行動に取り組む姿勢も含んでいることが特徴である。
循環型社会	製品等が廃棄物となる量が減り、使用済みになっても適正に循環的な利用が行われ、残りは適正に処分されることにより、環境への負荷ができる限り低減された社会。
食育	「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
食品ロス	本来食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。日本の食品廃棄物等は年間2,550万tで、そのうち「食品ロス」の量は612万tになる（平成29（2017）年度推計値）。これは、日本人1人当たりが毎日お茶碗一杯分のご飯を捨てているのと同じ量に相当する。
新型コロナウイルス感染症	令和元（2019）年12月に中華人民共和国の湖北省武漢市で確認され、それ以降世界中で猛威を振るっている感染症。日本国内では、令和2（2020）年1月に初めて感染者が報告され、令和2（2020）年現在で10万人を超える感染者が確認されている。
振動発電	産業機器の振動、建造物の振動、人の運動等の力学的エネルギーを電気エネルギーに変換する技術のこと。発電量は僅かであるが、未利用エネルギーを活用する技術として注目され、研究開発が行われている。
水素自動車	水素の持つエネルギーを利用して動く自動車。既存のエンジンを改良して水素を燃焼させて動力を取り出すものと、燃料電池により発電してモーターを駆動するものに大別される。
スマートシティ	都市の抱える諸課題に対して、情報通信技術（ICT）等を活用しつつ、マネジメント（計画、整備、管理・運営等）が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市又は地区のこと。第四期武蔵野市環境基本計画では、「武蔵野市らしい環境都市を主体的に創り出していく姿」と定義している。

用語	用語の説明
サ行	
生産緑地	「都市計画法」及び「生産緑地法」に基づき都市計画決定された市街化区域内農地のこと。指定後は、農地等の宅地並課税を免除されるが、農地として管理することが義務づけられている。
生態系	食物連鎖等の生物間の相互関係と、生物とそれとをとりまく無機的環境（水、大気、光等）の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりのことを示す概念。
生物多様性基本方針	地方公共団体では、「生物多様性基本法」に基づき、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画を策定することが求められている。武蔵野市では、これに該当する計画として平成 29（2017）年に「武蔵野市生物多様性基本方針」を策定した。
清流復活事業	水が枯渇した中小河川や用水路に下水処理水等を活用することにより清流を復活させ、身近に親しめる水辺空間をよみがえらせようとする東京都の事業。全国の清流復活の先駆けであり、処理水利用の広がりにも貢献した事業である。
タ行	
太陽光発電	シリコン等の半導体で作られた「太陽電池」と呼ばれるエネルギー変換装置を用いて、太陽の光エネルギーを直接電気に変換する発電方式。
地産地消	地域の消費者ニーズに即応した農業生産と、生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結びつける取組。最近では、地域で生産された電気をその地域で消費することも地産地消と呼ぶことが多い。
地中熱	深さ 10m 程度の地中の温度は、四季を通してほぼ一定であり、夏と冬には地上との間で 10℃から 15℃の温度差がある。この温度差（熱エネルギー）のことを地中熱と呼び、冷暖房や給湯などに活用されている。
長期計画	市の目指すべき将来像を明らかにするとともに、総合的かつ計画的な市政運営を推進するため、財政見通しのもと、福祉や環境等の個別計画との整合性を図り、期間内に実施すべき具体的な政策を示す総合計画。
テレワーク	情報通信技術（ICT）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。新型コロナウイルスの感染拡大防止と働き方改革の観点から注目されている。
典型 7 公害	「公害対策基本法」と「環境基本法」で公害として定義されている（1）大気汚染、（2）水質汚濁、（3）土壌汚染、（4）騒音、（5）振動、（6）地盤沈下、（7）悪臭のこと。
透水性舗装	雨水等を地下に円滑に浸透させることができる舗装。透水性舗装により、排水勾配に必要な横方向の勾配を緩和できる。
都市計画マスタープラン	「都市計画法」に基づく、市町村の都市計画に関する基本的な方針。本市においては、都市計画とまちづくりを進めていくために、市と市民が共有するビジョンを示す計画としており、およそ 20 年後の姿を描きながらおおむね 10 年ごとに改定を行っている。

用語	用語の説明
ナ行	
荷捌き駐車対策	商店への商品の配達や返品の受け取り、オフィスへの配達や商品の発送のための荷物の積み下ろし作業のことを荷捌きという。この荷捌きのための駐車により、渋滞が発生したり、快適な歩行が阻害されたりするため、武蔵野市では平成29（2017）年に「きっちり・すっきり・吉祥寺 荷さばきガイドライン」を作成し、吉祥寺駅周辺での荷捌き駐車対策を行っている。
燃料電池	水素と酸素の化学反応から生じるエネルギーにより電気と熱を発生させる装置のこと。
ハ行	
パーク・アンド・バスライド	自宅から目的地途中のバス停まで自動車で行き、バス停近くの駐車場に車を駐車させ、そこからバスに乗り換えて目的地に向かうシステム。
バイオディーゼル燃料	菜種油や廃食用油などから製造されるディーゼルエンジン用のバイオ燃料。バイオマス（動植物から生まれた再利用可能な有機性の資源）から製造されるため、化石燃料を代替する燃料として期待されている。
排出係数	エネルギー使用量に掛けて、二酸化炭素排出量を算出するための係数。
排出権取引	環境汚染物質の排出量低減のための経済的手法のひとつ。温室効果ガスに係る排出権や、廃棄物の埋立に関する排出権などの事例が見られる。
バリアフリー	障害のある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものが無い状況、あるいは障壁の除去のこと。類似の言葉としてユニバーサルデザインがあり、対象を障害者に限らずに、「できるだけ多くの人々が利用可能な設計」を意味する。
パリ協定	平成27（2015）年の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された協定。産業革命前からの世界の平均気温上昇を2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求するために、今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出量を正味ゼロとすることが規定されている。
ヒートアイランド現象	都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房等の人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都市域の気温が郊外に比べて高くなる現象。
ビオトープ	本来、生物が互いにつながりを持ちながら生息・生育している空間のことを指す。特に近年、開発事業等によって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭等に、生物の生息・生育環境空間を整備したものを指すことが多い。
ビルピット	ビルの地下にある厨房やトイレ等で発生した排水を一時的に貯留する排水槽のこと。下水道管より低い位置にある厨房やトイレ等では、自然流下で排水することができないため、ポンプでくみ上げて下水道に排除するために、一時的に排水を貯留する必要がある。
プラットホーム	ごみ処理施設において、ごみ収集車が集めてきたごみをピット（ごみを一時的に溜めておく場所）へ投入するところ。
プラント	エネルギーや工業材料など、人々の生活や経済活動に欠かせないものを生み出す産業施設のこと。
保存樹林、保存樹木、保存生垣	「武蔵野市みどりの保護育成と緑化推進に関する条例」に基づく制度で、残り少なくなった屋敷林等のまとまった樹林や大きな木、生垣等の保全のために、市は所有者の同意を得て、保存指定を行う。保存指定を受けると所有者に維持管理費用の一部として助成金が交付される。

用語	用語の説明
マ行	
マイクロプラスチック	ポイ捨てやごみ処理施設へ輸送される途中で環境中に出てしまった使用済プラスチックが川や海に流され、紫外線や波の影響で劣化し、5mm以下のサイズになったもの。
マテリアル回収	使用済み製品や生産工程から出るごみなどを、新しい製品の材料もしくは原料として使うために回収すること。
水収支	水の流入量（降水）と流出量（蒸発散、流出）の差のこと。流入量が流出量より多い場合、地下水位が上昇する。
みどり東京・温暖化防止プロジェクト	温室効果ガスの削減やみどりの保全について、東京都内の全62市区町村が連携・共同して取り組む事業。
ムーパーク	地元商店会と大型店舗等で組織する協議会が御殿山2-1に設置した駐車場のこと。吉祥寺駅前の車両混雑の緩和や、違法駐車抑制等を目的として、吉祥寺への往復にムーバスを利用できるパーク・アンド・バスライドを実施している。
ムーバス	市内のバス交通空白・不便地域を解消して、高齢者や子様連れをはじめ、すべての人が気軽に安全にまちに出られるようにすることを目的に運行する、武蔵野市のコミュニティバス。コミュニティバスの先進的事例として、国内の手本となった。住宅街の狭い道路に合わせて小型バスを使い、気軽に使えるような料金を設定にしている。
むさしのEcoreゾート	市役所北側にある旧武蔵野クリーンセンターのプラットホームと事務所棟をリノベーションして整備した環境啓発施設。令和2（2020）年11月に開館し、地球温暖化、ごみ、資源、エネルギー、緑、水循環、生物多様性など様々な環境分野について啓発を行っている。
ヤ行	
用途地域	「都市計画法」に基づき、都市地域の土地利用の合理的利用を図り、市街地環境の整備、都市機能の向上を目的として、建築物の建築を用途や容積などにより規制する制度のこと。
ラ行	
緑被率	ある地域における緑地面積の占める割合を測る指標。通常、航空写真から机上で緑地を抽出し、面積割合を算出する。

第五期武蔵野市環境基本計画

令和3(2021)年4月発行

武蔵野市環境部環境政策課

〒180-8777 武蔵野市緑町 2-2-28

Tel : 0422-60-1841 Fax : 0422-51-9197

E-mail : sec-kankyoushou@city.musashino.lg.jp



武蔵野市
Musashino city